

# 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和6年3月

群馬県 昭和村



## 目 次

### 第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の期間	1
3 計画の範囲	2
4 計画の位置付け	2
5 廃棄物・リサイクル関連の動向	3

### 第2章 地域の概要

1 地域の概況	8
2 人口、世帯数の動向	9
3 産業の動向	11
4 土地利用の状況	12

### 第3章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理体制	13
2 ごみ処理の実績	20
3 ごみ処理の評価	28
4 ごみ処理の課題	30

### 第4章 ごみ処理基本計画

1 基本目標	31
2 基本方針	32
3 基本目標達成のための役割	33
4 ごみ処理の将来予測	35
5 ごみ処理基本計画の取組み施策	37
6 ごみ処理計画	49
7 その他	54

### 第5章 資料編

資料1 ごみ排出量等の推計結果	56
-----------------	----



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と目的

「廃棄物処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を定めなければならないこととされています。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「本計画」という。）は一般廃棄物の減量・資源化や適正処理に関する施策を総合計画的に推進するための基本的な方針を定めるものであり、概ね5年ごとに改定するほか諸条件に大きな変動がある場合は、見直すことが適切であるとされています。

昭和村（以下、「本村」という。）では、平成18年度から「昭和村一般廃棄物処理計画」を策定し、ごみ減量・資源化に関する取り組みを推進してきました。

## 2 計画の期間

本計画の計画期間は計画策定時より15年間とし、5カ年ごとに目標年度を定め、計画目標最終年度は令和20年度（西暦2038年度）とします。なお、本計画は、概ね5年ごと、または制度の改正や廃棄物処理を取り巻く社会情勢が変化した場合などは、本計画の目標値や重点施策などの達成度や各々の取り組みの進捗状況を踏まえた上で、見直しを行います。

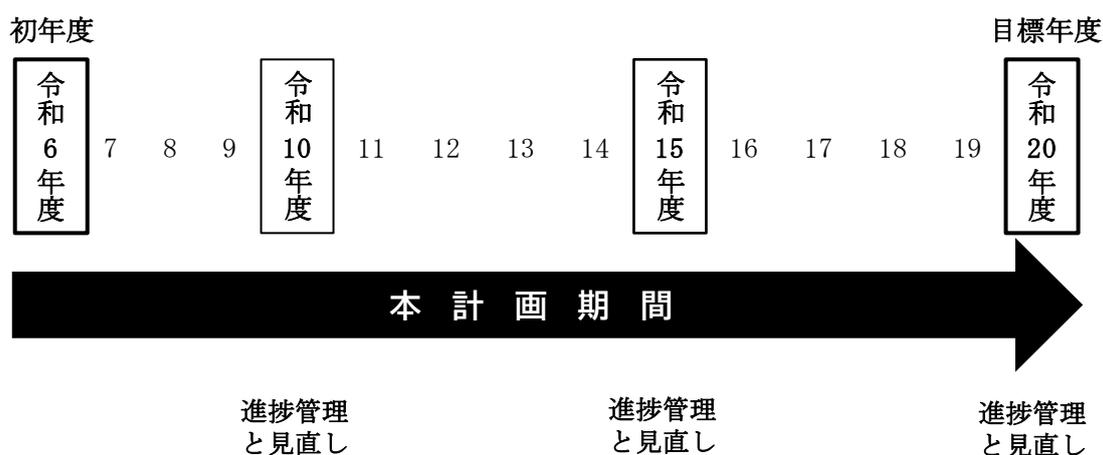


図 1 - 1 計画の期間

### 3 計画の範囲

計画対象区域は本村の行政区域全域とし、計画対象物は本村で発生する一般廃棄物（ごみ）とします。

### 4 計画の位置付け

本計画は、国や県の関係計画や本村の「昭和村第5次総合計画」などと整合を図りながら策定します。

本計画の位置付けを図1-2に示します。

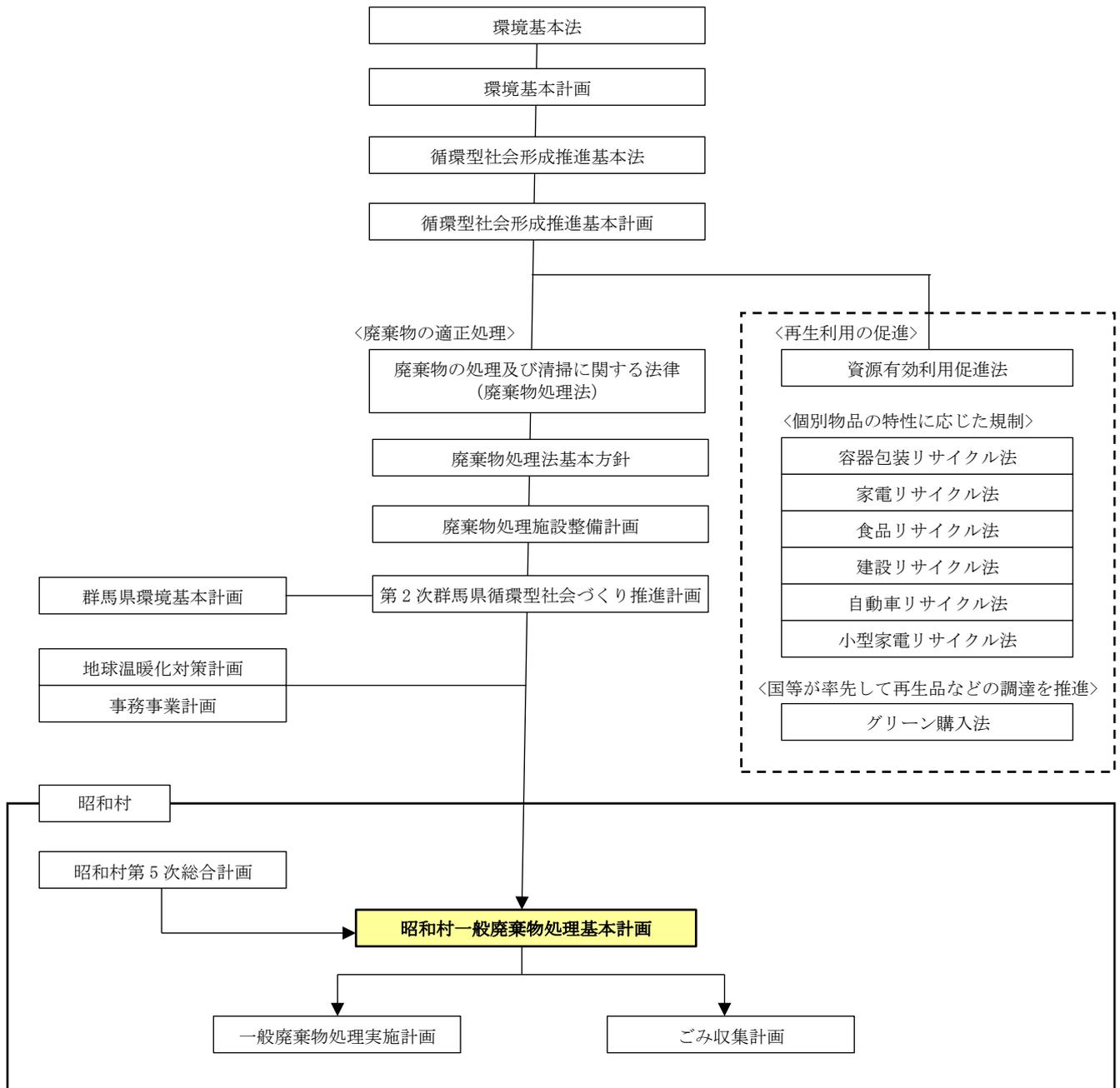


図 1 - 2 計画の位置付け

## 5 廃棄物・リサイクル関連の動向

### (1) 廃棄物・リサイクル関連の法制度

本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」ならびに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」、リサイクル関連の法律等の関係法令に配慮して策定するものです。廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系は、図 1-3 に示します。



図 1-3 廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系

関係法の概要は、表 1-1 に示します。

表 1-1 関連法の概要

年月	関連法	概要
H6.8	環境基本法	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
H12.4	容器包装リサイクル法	一般家庭から排出されるごみの容積比で 6 割、重量比で 2～3 割を占める容器包装廃棄物の再資源化を進めるため。消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者には再資源化の責任を明確化しています。
H13.1	循環型社会形成推進基本法	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実行性のある取組みの推進を図るための基本的な枠組みを定めています。
H13.4	家電リサイクル法	平成 13 年 4 月以降、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を特定家庭用機器として位置付け、廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図るため、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取及び製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金および運搬費の負担を義務付けています。
	資源有効利用促進法	10 業種・69 品目(一般廃棄物及び産業廃棄物の約 5 割をカバー)を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組みを求めており、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については平成 13 年 4 月より、事業者に対し、識別表示が義務付けられています。
	グリーン購入法	国等の公的部門による環境物品等の調達推進、環境物品等の情報提供の推進及び環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としています。
H13.5	食品リサイクル法	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料などの原材料として再生利用するなど、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用などを促進しています。
H14.5	建設リサイクル法	建築物を解体する際に廃棄物(コンクリート、アスファルト、木材)を分別し再資源化することを解体業者に義務付けています。
H17.1	自動車リサイクル法	循環型社会を形成するため、自動車の再資源化について最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律で、これにより最終所有者には、リサイクル料金(フロント類、エアバッグ類、シュレッターダストの再資源化)を負担することが義務付けられています。
H25.4	小型家電リサイクル法	使用済小型電子機器などの再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。
R1.10	食品ロス削減推進法	食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めています。
R4.4	プラスチック資源循環促進法	生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的に、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設の措置等について定めています。

(2) 国の方針、県の計画等

廃棄物の処理に関しては、「廃棄物処理法」に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。廃棄物処理・資源化に関する国・県の方針・計画等の経過は表 1-2 に示します。

表 1-2 国の方針・県の計画等の経過

年 月	関 連 す る 計 画 等	
H11. 3	(県)	群馬県ごみ処理施設適正化計画
H13. 5	(国)	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
H14. 3	(県)	第 1 次群馬県廃棄物処理計画
H15. 3	(国)	循環型社会形成推進基本計画
H17. 5	(国)	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正
H18. 3	(県)	第 2 次群馬県廃棄物処理計画
H20. 1	(県)	一般廃棄物処理マスタープラン (県広域化計画)
H20. 3	(国)	第二次循環型社会形成推進基本計画
H22. 12	(国)	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正
H23. 3	(県)	群馬県循環型社会づくり推進計画
H25. 5	(国)	第三次循環型社会形成推進基本計画
H28. 1	(国)	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の変更
H28. 3	(県)	第二次群馬県循環型社会づくり推進計画
H30. 6	(国)	第四次循環型社会形成推進基本計画
R3. 3	(県)	第三次群馬県循環型社会づくり推進計画策定
R4. 3	(県)	第三次群馬県循環型社会づくり推進計画変更

### (3) 国、県の数値目標

#### 1) 国の数値目標

「廃棄物処理法」第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示しています。

なお、令和2(2020)年度以降の国の数値目標は、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成30(2018)年6月閣議決定)及び廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理施設整備計画」(平成30(2018)年6月)等の目標を参考に施策を進めていくこととしています。国の数値目標は表1-3に示します。

表 1-3 国の数値目標

項目	目 標
ごみ排出量	令和7(2025)年度におけるごみ排出量を1人1日当たり850g
	令和7(2025)年度における家庭系ごみ排出量(資源回収、資源ごみ等を除く)を1人1日当たり440g
リサイクル率	令和7(2025)年度における再生利用率を約28%
最終処分量	令和4(2022)年度における最終処分場の残余年数は平成29(2017)年度の水準(20年分)を維持

#### 2) 県の数値目標

県では、廃棄物の適正処理、ごみの減量及び資源の循環的な利用に向けた取組の指針として「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」(平成28年3月)を策定しました。この計画期間が令和2(2020)年度で終了するにあたり、これまで進めてきた各主体の取組を検証し、新たな計画期間における取組の指針として令和3(2021)年3月に「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定し、さらに令和4年(2022)年3月に「群馬県食品ロス推進計画」、「群馬県バイオマス活用推進計画」、「群馬県海岸漂着物対策推進地域計画」といった個別計画の内容を追加し、変更を行いました。

この計画では、環境への負荷を抑制し、廃棄物の適正処理や県に豊富に存在するバイオマスの有効活用を更に推進しながら、環境と経済の好循環の創出による持続可能な循環型社会の構築と脱炭素社会の実現を目指すこととしています。

同計画においても、国の数値目標と同様に一般廃棄物の排出量等の目標が定められています。数値目標は表1-4に示します。

表 1 - 4 県の数値目標

項 目	目 標
ごみ排出量	令和 12（2030）年度におけるごみ排出量を 1 人 1 日当たり 805g 以下 （令和 2 年度：990g/人・日）
リサイクル率	令和 12（2030）年度における再生利用率を 27%以上 （令和 2 年度：14.3%）
最終処分量	令和 12（2030）年度における最終処分量を 56,000t 以下 （令和 2 年度：70,000t）

## 第2章 計画の概要

### 1 地域の概況

#### (1) 地域的特性

本村は、利根郡の最南端にあつて赤城北麓に位置し、東は沼田市利根町（旧利根村）、北は片品川をへだてて沼田市に接し、南は渋川市赤城町（旧勢多郡赤城村）に隣接しています。東西 10.8 キロメートル、南北 9.8 キロメートルの扇状の形態をしています。標高は、260 メートルから 1,461 メートルとなっており、500 メートルから 800 メートル付近までゆるい傾斜をなし、いわゆる赤城高原地帯を形成しています。また、北東から流下する片品川は、北西から流下してくる利根川に合流し南西に流れ去っています。

気温は、平均 11.6 度、最低気温は 1 月下旬から 2 月中旬にかけて -5 度位までさがります。また、7 月下旬から 8 月上旬にかけて 30 度を示し、初雪は 11 月上旬から降ることがあります。晩霜は 5 月下旬まであり、根雪は約 4 ヶ月におよび 4 月下旬まで春雪を見ることがあります。耕土は平均 30 センチメートル～50 センチメートルであり地域の大部分が火山灰土です。

また、本村は赤城山麓に広がる村で、こんにゃくと高原野菜などの産地として知られています。赤城高原地帯では、新鮮で美味しい野菜が収穫され、首都圏の台所としての役割を担っております。



図 2-1 本村の位置

## 2 人口、世帯数の動向

### (1) 人口、世帯数の推移

本村の総人口を表 2-1 及び図 2-2 に示します。

総人口は、平成 25 年度に 7,727 人でしたが、令和 4 年度には 6,961 人となっており、9.9%減少しています。

世帯数は、平成 25 年度に 2,517 世帯でしたが、令和 4 年度には 2,705 世帯となり、7.5%増加しています。

世帯人員は平成 25 年度の 3.1 人から令和 4 年度の 2.57 人となっています。

表 2-1 総人口・世帯数の推移

項目\年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
総人口	人	7,727	7,796	7,681	7,601	7,579	7,430	7,404	7,243	7,161	6,961
男	人	3,814	3,872	3,835	3,815	3,815	3,721	3,723	3,632	3,603	3,511
女	人	3,913	3,924	3,846	3,786	3,764	3,709	3,681	3,611	3,558	3,450
世帯数	世帯	2,517	2,642	2,633	2,638	2,727	2,673	2,759	2,714	2,780	2,705
世帯人員	人/世帯	3.1	2.95	2.92	2.88	2.78	2.78	2.68	2.67	2.58	2.57

※ 住民基本台帳人口及び世帯数（各年 4 月 1 日現在）

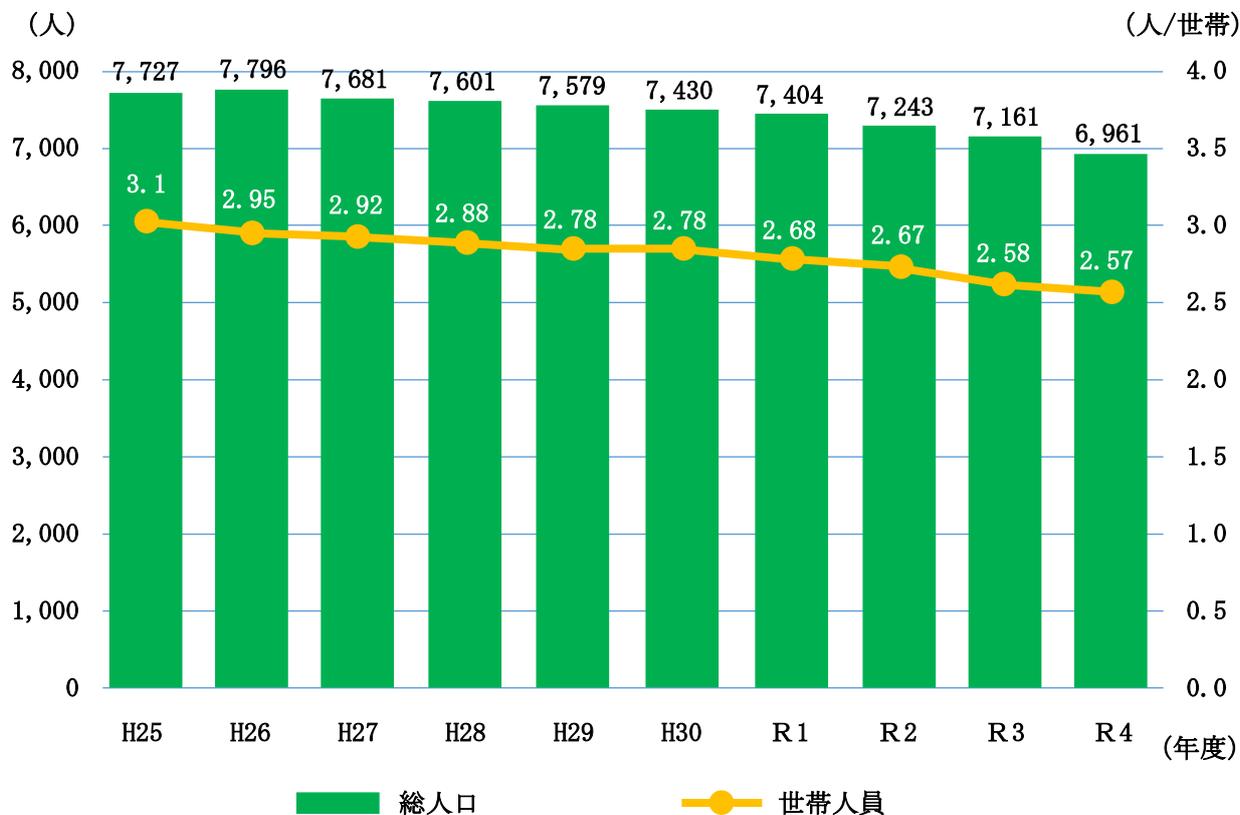


図 2-2 総人口・世帯数の推移

(2) 年齢別人口

本村の年齢別人口を図 2-3 に示します。

人口構造は釣鐘型をしており、男性、女性ともに 70～74 歳の人口が最も多くなっています。



(資料：村勢概要 (統計情報) 人口 (令和 4 年 4 月 1 日現在))

図 2-3 年齢別人口

### 3 産業の動向

#### (1) 事業所数、従業員数

本村の産業別事業所数と従業員数を表 2-2 及び図 2-4 に示します。

事業所数は、第 3 次産業が 58.9%と全体の半数以上を占めています。従業員数は、第 3 次産業が 45.5%、第 2 次産業が 40%を占めており、そのうち製造業が最も多く、全体の 33.5%を占めています。

表 2-2 事業所数と従業員数

産業分類		平成 28 年			
		事業所数 (比率%)		従業員数 (比率%)	
総数		224	100.0%	2,576	100.0%
第 1 次	農業・林業・漁業	23	10.3%	374	14.5%
	小計	23	10.3%	374	14.5%
第 2 次	鉱業・採石業・砂利採取業	0	0.0%	0	0.0%
	建設業	49	21.9%	168	6.5%
	製造業	20	8.9%	863	33.5%
	小計	69	30.8%	1,031	40.0%
第 3 次	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0%	0	0.0%
	情報通信業	0	0.0%	0	0.0%
	運輸業・郵便業	8	3.6%	100	3.9%
	卸売業・小売業	49	21.9%	485	18.8%
	金融業・保険業	2	0.9%	10	0.4%
	不動産業・物品賃貸業	2	0.9%	4	0.2%
	学術研究・専門・技術サービス業	3	1.3%	5	0.2%
	宿泊業・飲食サービス業	11	4.9%	109	4.2%
	生活関連サービス業・娯楽業	13	5.8%	41	1.6%
	教育・学習支援業	4	1.8%	14	0.5%
	医療・福祉	16	7.1%	289	11.2%
	複合サービス事業	4	1.8%	43	1.7%
	サービス業	20	8.9%	71	2.8%
	小計	132	58.9%	1,171	45.5%

(資料：経済センサス-活動調査 (平成 28 年 6 月 1 日現在))

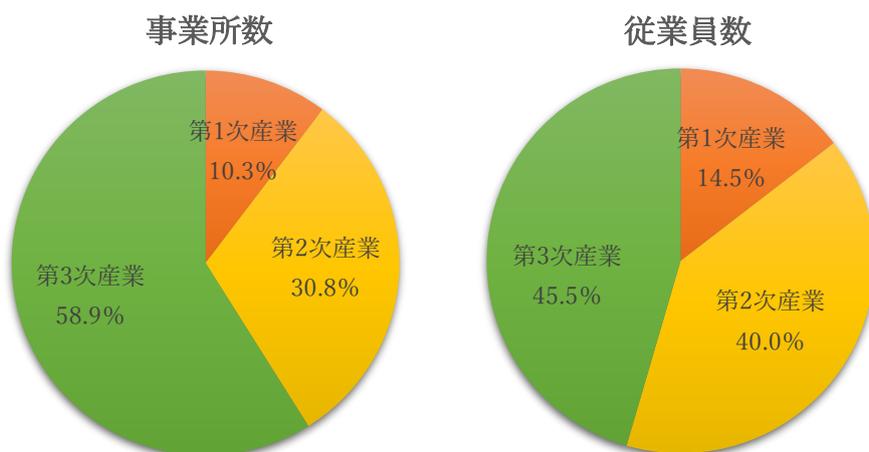


図 2-4 産業構造

#### 4 土地利用の状況

本村の土地利用状況を表 2-3 に示します。

本村の土地利用の状況については、田、畑及び山林が減少し、宅地及び雑種地が増えています。

表 2-3 土地利用の状況

(単位：ha)

地目	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	
					面積	割合
総面積	6,414	6,414	6,414	6,414	6,414	100.0%
田	71	70	70	70	69	1.1%
畑	2,618	2,617	2,615	2,613	2,613	40.8%
宅地	310	312	314	314	316	4.9%
山林	828	824	822	822	823	12.8%
原野	52	52	52	52	52	0.8%
雑種地	320	323	326	327	328	5.1%
国有林	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	17.3%
その他	1,105	1,106	1,105	1,106	1,103	17.2%

(資料：村勢概要(統計情報)総説)

### 第3章 ごみ処理の現状と課題

#### 1 ごみ処理体制

##### (1) 対象とする廃棄物

本計画は、村内で発生する一般廃棄物（ごみ）を対象とします。

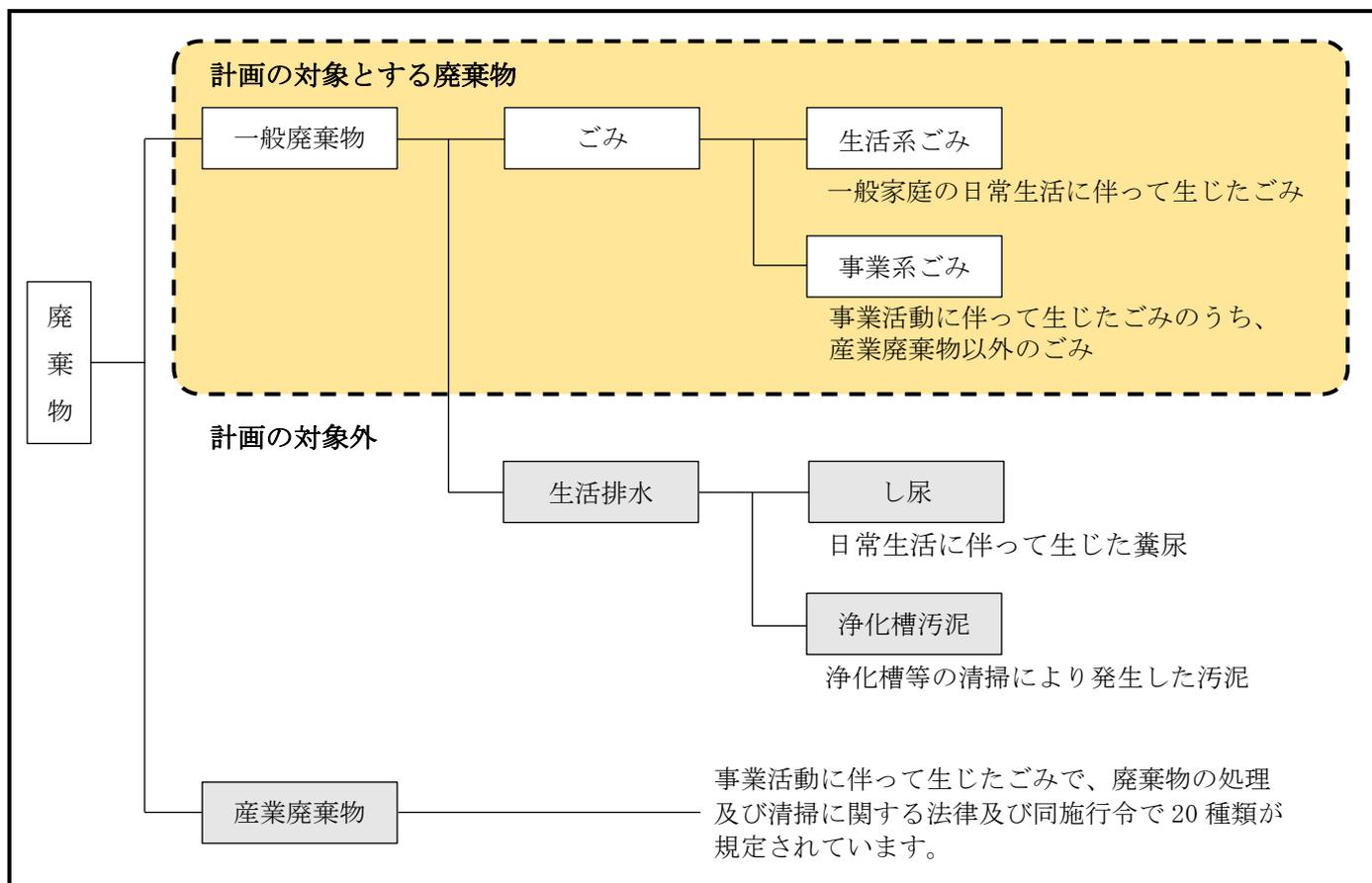


図 3-1 計画の対象とする廃棄物

(2) ごみ処理フロー

本村のごみ処理フローを、図 3-2 に示します。

本村は、沼田市外二箇村清掃施設組合のごみ処理施設において焼却処理しています。資源ごみの中間処理については、民間委託で行っています。

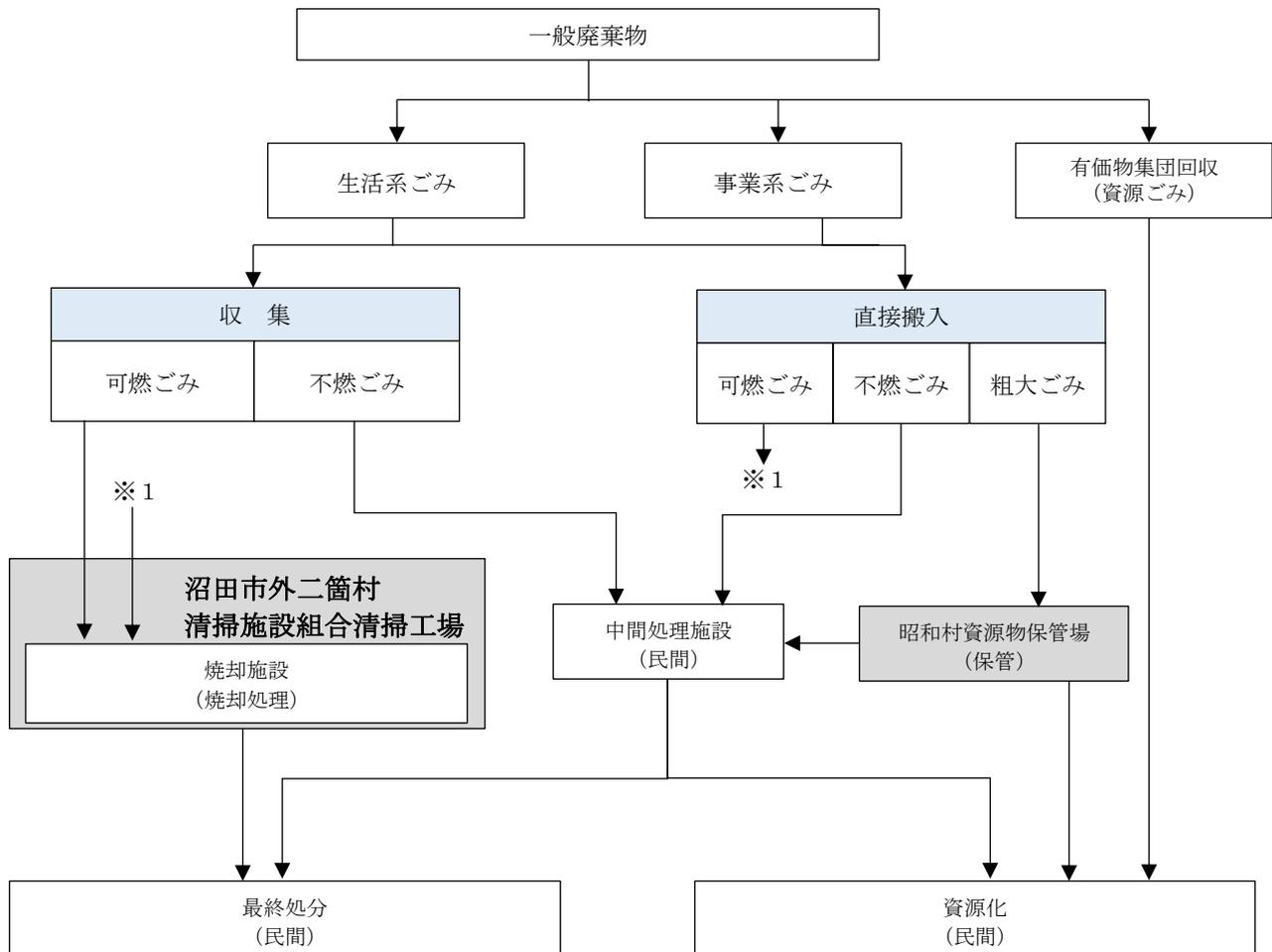


図 3-2 ごみ処理フロー

(3) 分別区分

生活系ごみの分別区分は、表 3-1 に示します。

表 3-1 生活系ごみの分別区分

分別区分		ごみの種類	
資源 ごみ	古紙類	ダンボール	ダンボール
		新聞紙	新聞紙（チラシ・広告は除く）
		本、雑誌、雑紙	雑誌、包装紙、紙箱、チラシ、その他の紙
		紙パック	識別マークがついているもの （内側がアルミのものは除く）
	缶類	アルミ缶	ビール缶、酒類、ジュース類等
		スチール缶	缶詰、ジュース類等
	びん類	茶色びん	酢、めんつゆなどのびん
		無色びん	ドリンクびん 調味料のびん
		その他の色びん	酒類のびん等
		ビールびん	ビールびん
	ペットボトル		識別マークがついているもの
	プラスチック 製容器包装	プラスチック製容器包装	識別マークがついているもの
		白色トレイ・ 発泡スチロール	白色トレイ、発泡スチロール （識別マークがついているもの）
	金属	その他金属	フライパン、ボウル、缶びんの金属のふた等
燃やせるごみ		生ごみ、植物、紙くず、割りばし、布類、衣類、 プラスチック類、ゴム製品、くつ、かばん等	
燃やせないごみ	不燃物	陶磁器類、ガラス製品、刃物、食器類等	
	硬質プラスチック	歯ブラシ、ストロー、筆記用具、CD・DVD、バケツ等	
有害ごみ	電球、蛍光管	電球、蛍光管	
	乾電池	乾電池（二次電池、ボタン電池は除く）	
	スプレー缶	カセットコンロ用ガスボンベ、スプレー缶等	
小型家電		電子レンジ、扇風機、掃除機、アイロン等	
粗大ごみ		家具・机・いす、自転車、衣装ケース等	

なお、本村では、ボタン電池・充電電池や家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコン）などの適正処理困難物は収集していません。

(4) 排出方法

生活系ごみの排出方は、表 3-2 に示します。

表 3-2 生活系ごみの排出方法

分別区分		排出方法	排出容器	
資源 ごみ	古紙類	ダンボール	ひもで縛る	—
		新聞紙	ひもで縛る	—
		本、雑誌、雑紙	ひもで縛る	—
		紙パック	水洗いし、切り開いて乾かす ひもで縛る	—
	缶類	アルミ缶	水洗いする	収集場所の専用ネット
		スチール缶	水洗いする	収集場所の専用ネット
	びん類	茶色びん	水洗いする ふたは取り除く	収集場所のコンテナ
		無色びん		収集場所のコンテナ
		その他の色びん		収集場所のコンテナ
		ビールびん		収集場所のコンテナ
	ペットボトル		キャップ・ラベルを取って水洗いする	収集場所の専用ネット
	プラスチック 製容器包装	プラスチック製容器包装	汚れているものは水洗いする	収集場所の専用ネット
		白色トレイ・ 発泡スチロール	汚れているものは水洗いする	収集場所の専用ネット
	金属	その他金属	なるべく汚れを落とす	収集場所のコンテナ
	燃やせるごみ		生ごみは水を切り、乾燥させる	燃やせるごみ指定袋
	燃やせないごみ	不燃物	割れたガラス等は紙で包む	燃やせないごみ指定袋
硬質プラスチック		30cm 以内のもの	収集場所の専用ネット	
有害ごみ	電球、蛍光管	包装用段ボールに入れる	収集場所のコンテナ	
	乾電池	基本的に筒形の乾電池	収集場所のコンテナ	
	スプレー缶	中身を使い切り、穴は開けずに出す	収集場所のコンテナ	
小型家電		電池、燃料は抜いて出す	—	
粗大ごみ		タンス等の中身は取り除く	—	

(5) 収集・運搬

ごみの収集・運搬の状況は、表 3-3 に示します。

表 3-3 収集・運搬の状況

分別区分		収集方式	収集回収				
資源 ごみ	古紙類	ダンボール	団体・地区により実施 回数が異なる				
		新聞紙					
		本、雑誌、雑紙					
		紙パック					
	缶類	アルミ缶		集団回収方式			
		スチール缶					
	びん類	茶色びん			集団回収方式		
		無色びん					
		その他の色びん					
		ビールびん					
	ペットボトル					集団回収方式	
	プラスチック 製容器包装	プラスチック製容器包装					
白色トレイ・ 発泡スチロール							
金属	その他金属	集団回収方式					
燃やせるごみ			ステーション方式				週2回
燃やせないごみ	不燃物		ステーション方式				月1回
	硬質プラスチック						
有害ごみ	電球、蛍光管		ステーション方式	年4回			
	乾電池						
	スプレー缶						
小型家電			拠点回収方式	年3回			
粗大ごみ			拠点回収方式	年3回			

(6) 中間処理

中間処理の状況は、表 3-4 に示します。

表 3-4 中間処理の状況

分別区分		中間処理の概要	
資源 ごみ	古紙類	ダンボール	民間事業者に処理を委託し、直接資源化
		新聞紙	
		本、雑誌、雑紙	
		紙パック	
	缶類	アルミ缶	民間事業者に処理を委託し、資源化
		スチール缶	
	びん類	茶色びん	民間事業者の施設で選別、保管し、指定法人ルートで資源化
		無色びん	
		その他の色びん	
		ビールびん	民間事業者に処理を委託し、資源化
	ペットボトル		民間事業者に処理を委託し、資源化
	プラスチック 製容器包装	プラスチック製容器包装	民間事業者の施設で選別、圧縮・梱包後、指定法人ルートで資源化
		白色トレイ・ 発泡スチロール	
金属	その他金属	民間事業者に処理を委託し、資源化	
燃やせるごみ		焼却処理を委託	
燃やせないごみ	不燃物	最終処分場で埋立処分	
	硬質プラスチック	民間事業者に委託し、焼却処理（サーマルリサイクル）	
有害ごみ	電球、蛍光管	民間事業者に処理を委託し、資源化	
	スプレー缶		
	乾電池	民間事業者の施設で破砕・選別後、埋立処分	
小型家電		民間事業者に処理を委託し、資源化	
粗大ごみ		民間事業者に処理を委託し、焼却処理または資源化	

可燃ごみ処理施設の概要を表 3-5、処理工程を図 3-3 に示します。

表 3-5 可燃ごみ処理施設の概要

項目	具体的な内容	
施設概要	施設名	沼田市外二箇村清掃施設組合 清掃工場
	所在地	群馬県沼田市白岩町 226 番地
	処理能力	60 t /24 h ×2 炉 合計 120 t /24 h
	使用開始年	昭和 49 年
	大規模改修工事	着工：平成 12 年 8 月、竣工：平成 14 年 3 月
	設計・施行	日立造船株式会社
	総事業費	2,747,843,000 円
設備概要	受入供給設備	ピット&クレーン方式
	燃焼設備	ストーカ方式
	燃焼ガス冷却設備	水噴射式
	排ガス処理設備	バグフィルタ、乾式有害ガス除去装置、活性炭吹込装置
	給水設備	生活用水：簡易水道、プラント用水：井水
	余熱利用設備	場内及びふれあい福祉センターへの給湯
	通風設備	平衡通風式、調温装置
	灰出し設備	焼却灰：灰バンカ式、飛灰：処理物バンカ（飛灰処理装置）

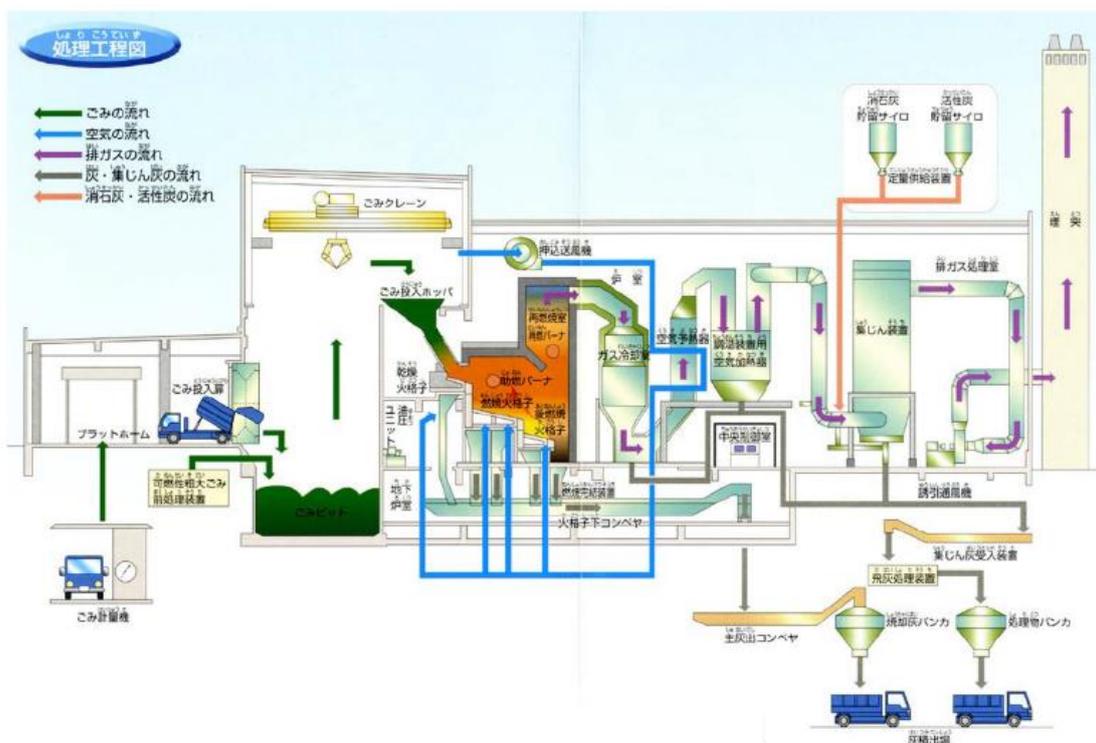


図 3-3 清掃工場の処理工程図

## 2 ごみ処理の実績

### 1) ごみ排出等の実績

#### (1) ごみ排出量

本村のごみ排出量<sup>※1</sup>の推移は、図 3-3 に示します。ごみ排出量は、平成 30 年度をピークに減少傾向にあり、令和 3 年度では 2,185t となっています。

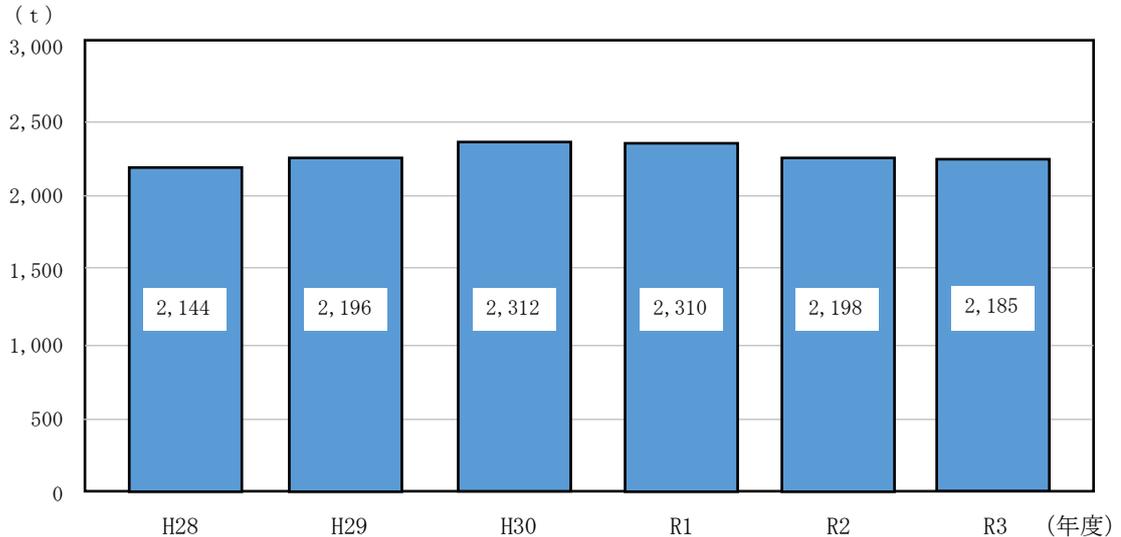


図 3-3 ごみ排出量の推移

#### (2) 生活系ごみ及び事業系ごみ排出量の推移

生活系ごみ及び事業系ごみ排出量の推移は、図 3-4 に示します。生活系ごみは令和元年度まで増加し、その後はゆるやかに減少傾向にあります。事業系ごみは、平成 30 年度まで増加し、その後は減少傾向にあります。

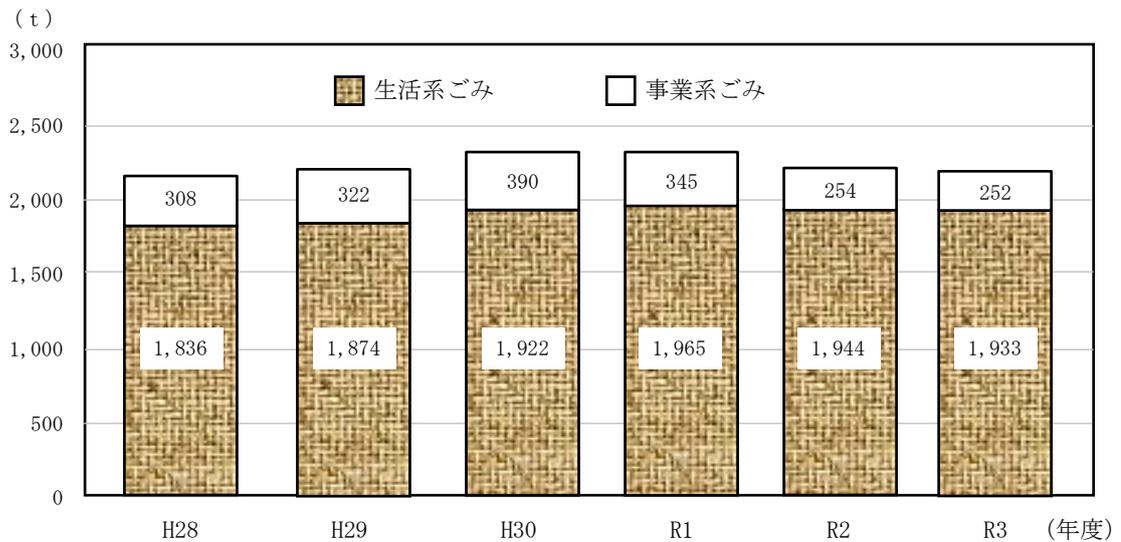
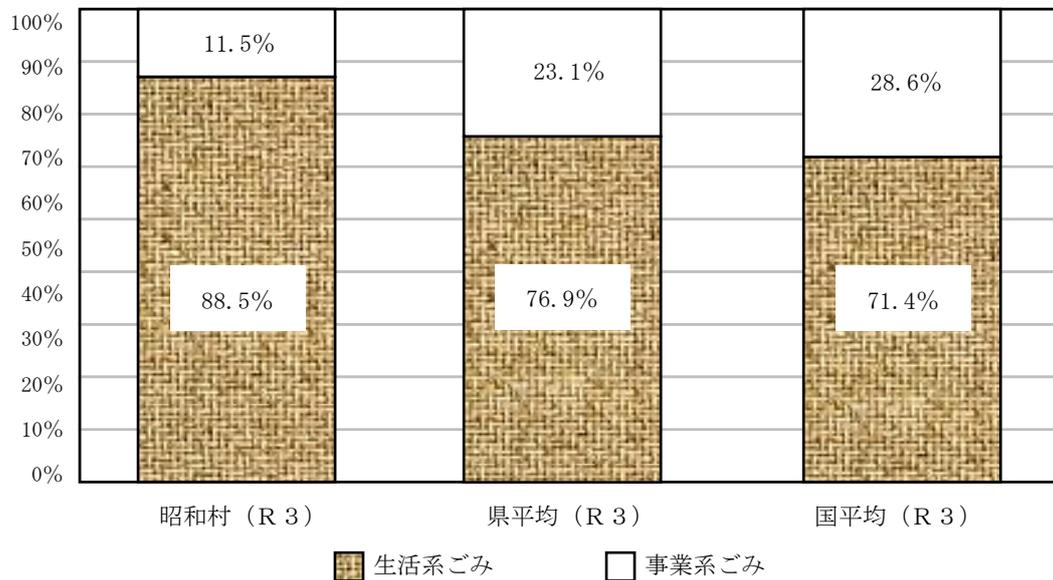


図 3-4 生活系ごみ及び事業系ごみ排出量の推移

※1 ごみ排出量 (t) = 生活系ごみ排出量 (集団回収量を含む) + 事業系ごみ排出量

生活系ごみ及び事業系ごみ排出量の構成比は、図 3-5 に示します。県平均と比較して生活系ごみが約 12% 高く、事業系ごみは約 12% 低くなっています。国平均と比較すると生活系ごみが約 17% 高く、事業系ごみは約 17% 低くなっています。



(資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」)

図 3-5 生活系ごみ及び事業系ごみ排出量の構成比

(3) 1人1日あたりごみ排出量

1人1日あたりごみ排出量(以下、「原単位<sup>※2</sup>」という。)は図 3-6 に示します。

(g/人・日)

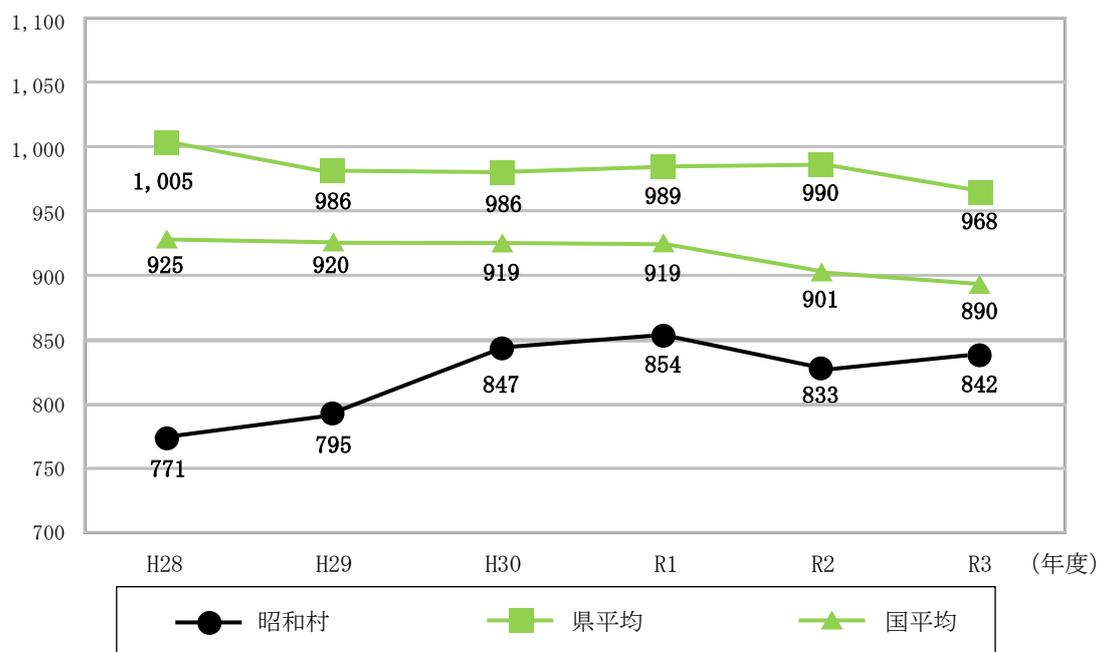


図 3-6 1人1日あたりごみ排出量の県平均、国平均との比較

※2 原単位 (g/人・日) = ごみ排出量(t) ÷ 行政区域内人口(人) ÷ 365 日 × 1,000,000

(4) 種類別ごみ排出量

種類別ごみ排出量の推移は、表 3-6 及び図 3-7 に示します。資源ごみは増加傾向にあり、燃やせるごみ、燃やせないごみ、事業系ごみは令和 3 年度には減少傾向にあります。

表 3-6 種類別ごみ排出量の推移

(t)

区分 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
燃やせるごみ	1,475	1,511	1,548	1,574	1,520	1,519
燃やせないごみ	48	49	48	51	70	59
資源ごみ (集団回収)	313	314	326	340	354	355
事業系ごみ	308	322	390	345	254	252
合計	2,144	2,196	2,312	2,310	2,198	2,185

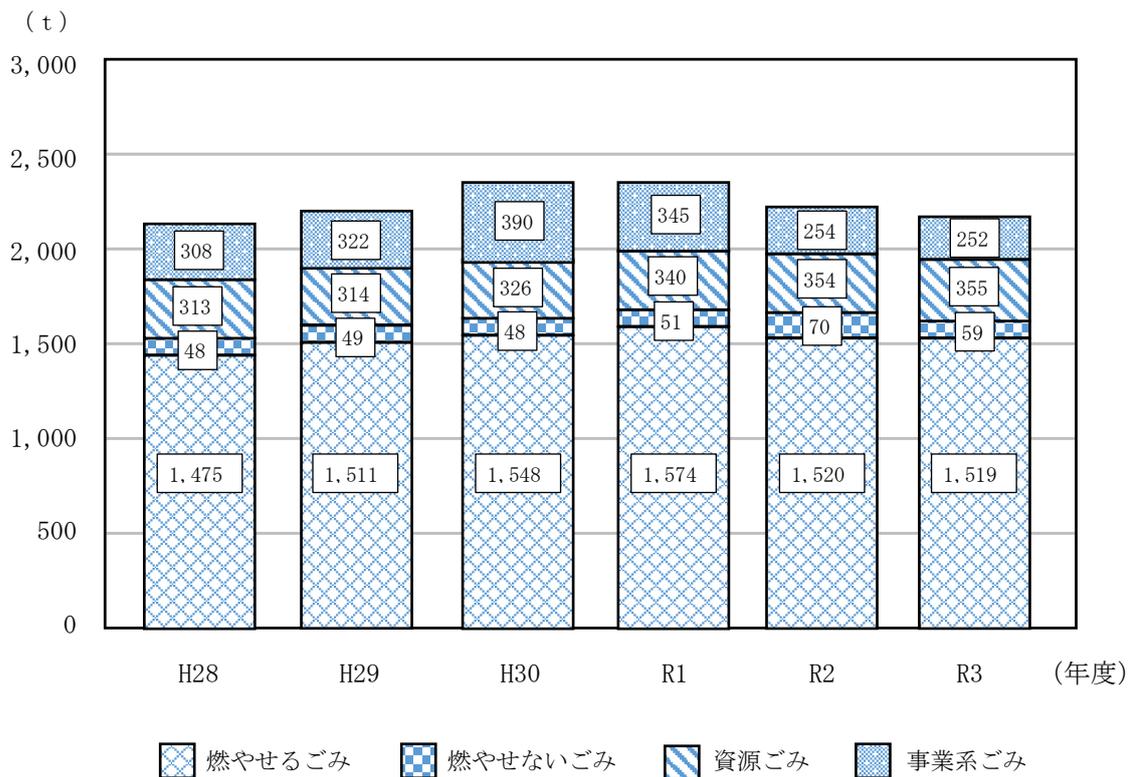


図 3-7 種類別ごみ排出量の推移

## 2) ごみ減量化・資源化の実績

### (1) ごみ減量化・資源化の取組状況

#### ① 分別収集計画の策定

本村では、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集することで、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図ることを目的として「第10期昭和村分別収集計画」を令和4年7月に策定しました。

分別収集計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づいて策定されたものであり、村民、行政、事業者がそれぞれ責任を分担して、ごみの排出抑制・資源化に取り組むことを定めたものです。

#### ② 広報・啓発活動

昭和村ごみ分別の手引きである「家庭ごみのハンドブック」やごみ収集カレンダーの配布、広報紙及びホームページ等への掲載を行い、ごみの発生抑制・資源化のための広報・啓発活動を行っています。

#### ③ 資源リサイクル事業

本村では、集団回収を通じてリサイクルの大切さや環境意識の啓発を図る目的で、資源ごみの搬出量により奨励金を交付しています。

対象団体は、各地区、子ども会育成会などの地域的団体となっており、令和4年度の助成団体数は35団体、補助総額は2,747千円となっています。リサイクル奨励の助成の実績は、表3-7に示します。

表 3-7 集団回収の助成の実績

区分		年度					
		H28	H29	H30	R1	R2	R3
助成団体数	団体	35	35	35	35	35	35
補助金額	千円	2,409	2,474	2,567	2,628	2,739	2,747

#### ④ 生ごみの減量化

家庭から廃棄される生ごみの減量化・資源化の推進を図ることを目的として、家庭用の生ごみ処理機等を購入する方に対して、補助金を交付しています。

対象者は、昭和村の住民（事業所内での使用及び事業系生ごみ処理を目的とする場合を除く）です。生ごみ処理機等設置補助金の概要と助成の実績は、表3-8及び表3-9に示します。

表 3-8 生ごみ処理機等購入費補助金の概要

対象品目	補助金等
電気式処理機 コンポスト及びEM容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入価格の2分の1の額（限度額2万円）</li> <li>・1世帯1基を限度とし、買換えは補助金の交付を過去5年間受けていないこと。</li> <li>・申請時には、領収書と購入機種のわかるもの（カタログ等）が必要</li> </ul>

表 3-9 生ごみ処理機等の助成の実績

年度		H29	H30	R1	R2	R3
区分						
設置基数	基	1	1	3	4	0
補助金額	円	17,200	6,200	29,600	50,500	0

⑤ ごみ収集の状況

本村では、平成18年4月から指定袋制を導入し、ごみ分別の徹底、処理経費の認識を図っています。指定袋の種類は、表3-10に示します。

表 3-10 指定袋の種類

区分	仕様	手数料
燃やせるごみ	黄色大 30枚入1組	600円
	黄色中 30枚入1組	450円
	黄色小 30枚入1組	300円
燃やせないごみ	透明大 10枚入1組	1,000円
	透明中 10枚入1組	750円
	透明小 10枚入1組	500円

(2) ごみ減量・再生利用の実績

① 資源化量の推移

本村の資源化量の推移は、表 3-11 に示します。平成 28 年度以降、増加傾向を示しており、令和 3 年度の資源化量は 355t となっています。

表 3-11 資源化量の推移

区分		年度					
		H28	H29	H30	R1	R2	R3
集団回収	t	313	314	326	340	354	355
紙類	t	218	217	210	215	221	219
缶類	t	20	21	23	23	25	25
びん類	t	53	53	57	62	62	61
ペットボトル	t	20	21	26	28	29	30
プラスチック類	t	1	1	9	11	15	18
金属類	t	1	1	1	1	2	2

② リサイクル率の推移

本村のリサイクル率<sup>※3</sup>と国平均、県平均との比較は、表 3-12 に示します。平成 30 年度以降、年々増加傾向を示しており、令和 3 年度では 16.2%となっています。また、国及び県の平均を比較すると、令和 3 年度では県平均 14.5%を 1.7%上回っていますが、国平均の 19.9%を 3.7%下回っています。

表 3-12 リサイクル率の国平均、県平均との比較

区分		年度					
		H28	H29	H30	R1	R2	R3
昭和村	%	14.6%	14.3%	14.1%	14.7%	16.1%	16.2%
県平均	%	15.7%	15.1%	15.2%	14.7%	14.4%	14.5%
国平均	%	20.3%	20.2%	19.9%	19.6%	20.0%	19.9%

※3 リサイクル率 (%) = 資源化量 (t) ÷ ごみ排出量 (t) × 100

### 3) 収集・運搬の実績

本村のごみの収集・運搬量の推移は、表 3-13 に示します。令和元年度以降、年々減少傾向を示しており、令和 3 年度は収集ごみ（生活系）は 1,633t、直接搬入ごみ（生活系、事業系）は 552t で合計 2,185t となっています。

表 3-13 収集・運搬量の推移

区分		年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
収集ごみ（生活系）	t		1,495	1,518	1,558	1,579	1,650	1,633
燃やせるごみ	t		1,134	1,155	1,184	1,188	1,226	1,219
燃やせないごみ	t		48	49	48	51	70	59
資源ごみ（集団回収）	t		313	314	326	340	354	355
直接搬入ごみ（生活系）	t		341	356	364	386	294	300
燃やせるごみ	t		341	356	364	386	294	300
直接搬入ごみ（事業系）	t		308	322	390	345	254	252
合計	t		2,144	2,196	2,312	2,310	2,198	2,185

### 4) 中間処理の実績

#### (1) 焼却処理量（沼田市外二箇村清掃施設組合 清掃工場）

本村の焼却処理量の推移は、表 3-14 に示すとおりです。令和元年度以降、減少傾向を示しており、令和 3 年度では 1,771t となっています。

表 3-14 焼却量の推移

区分		年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
焼却量	t		1,783	1,833	1,938	1,919	1,774	1,771
収集可燃ごみ	t		1,134	1,155	1,184	1,188	1,226	1,219
直接搬入可燃ごみ	t		649	678	754	731	548	552

(2) 燃やせないごみ、資源ごみ処理量

本村の燃やせないごみ及び資源ごみ処理量の推移は、表 3-15 に示します。令和 2 年度まで増加傾向にあり、令和 3 年度から減少傾向を示しており、令和 3 年度では 414t となっています。

表 3-15 燃やせないごみ及び資源ごみ処理量の推移

区分		年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
処理量	t		361	363	374	391	424	414
	燃やせないごみ	t	48	49	48	51	70	59
	資源ごみ(集団回収)	t	313	314	326	340	354	355

5) 最終処分の実績

本村の最終処分量(埋立等)の推移は、表 3-16 に示します。令和 3 年度以降は減少傾向を示しており、令和 3 年度では 252t となっています。

表 3-16 最終処分量の推移

区分		年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
最終処分量	t		228	237	234	244	261	252
	焼却残渣	t	180	188	186	193	191	193
	燃やせないごみ	t	48	49	48	51	70	59

6) ごみ質分析結果

沼田市外二箇村清掃施設組合の清掃工場のごみ組成分析結果の推移は、表 3-17 に示します。ごみの種類組成における平成 28 年度から令和 3 年度までの平均値は、紙・布類が約 55%、ビニール・ゴム類が約 24%、厨芥類が約 15%、木・竹・わら類が約 4.2%、その他が 0.8%、不燃物が約 0.5%を占めています。

表 3-17 ごみ組成分析結果(沼田市外二箇村清掃施設組合)

項目		年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	平均
紙・布類	%		60.1	70.2	55.4	43.4	48.6	54.6	55.4
ビニール・ゴム類	%		23.3	24.2	27.5	23.3	26.3	19.8	24.1
木・竹・わら類	%		3.3	1.2	5.0	5.7	7.9	2.3	4.2
厨芥類	%		12.2	3.7	10.8	26.0	15.7	22.0	15.1
不燃物	%		0.4	0.2	0.8	0.2	0.6	0.6	0.5
その他	%		0.7	0.5	0.5	1.4	0.9	0.7	0.8
計	%		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：一般廃棄物処理実態調査

### 3 ごみ処理の評価

#### 1) 類似団体との比較

ごみ処理状況について類似自治体<sup>※6</sup>と比較した結果は、表 3-18 に示します。なお、比較分析を行う評価システムは、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用い、使用データは環境省「令和3年度廃棄物処理事業実態調査」に基づきます。

類似自治体は、財政比較分析表において全国の自治体を類型別に分類したもののうち、群馬県及び近隣の県から 18 町村を対象としています。

表 3-18 類似自治体等の比較

都道府県	コード	市町村名	人口	人口一人 一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される 割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
群馬県	10448	群馬県昭和村	7,111	0.842	0.162	0.115	7,883	23,336
茨城県	08447	茨城県河内町	8,515	0.934	0.243	0.049	16,466	50,577
茨城県	08542	茨城県五霞町	8,290	1.155	0.132	0.053	12,326	29,172
群馬県	10382	群馬県下仁田町	6,711	0.762	0.094	0.156	12,608	43,343
群馬県	10426	群馬県草津町	6,188	1.856	0.126	0.101	24,258	39,827
埼玉県	11361	埼玉県横瀬町	8,015	0.729	0.2	0.035	9,623	32,555
埼玉県	11363	埼玉県長瀨町	6,778	0.856	0.193	0.033	11,147	32,060
千葉県	12409	千葉県芝山町	7,040	1.448	0.055	0.1	23,491	48,273
千葉県	12422	千葉県睦沢町	6,896	0.736	0.156	0.124	9,824	38,659
千葉県	12426	千葉県長柄町	6,611	0.922	0.127	0.121	11,949	37,402
千葉県	12427	千葉県長南町	7,635	0.679	0.199	0.13	9,827	42,189
千葉県	12441	千葉県大多喜町	8,623	0.958	0.291	0.05	10,149	24,118
千葉県	12443	千葉県御宿町	7,236	1.202	0.308	0.001	48,273	110,155
千葉県	12463	千葉県鋸南町	7,264	1.106	0.183	0.023	16,024	37,507
東京都	13361	東京都大島町	7,307	1.181	0.073	0.162	43,029	98,344
東京都	13401	東京都八丈町	7,133	1.359	0.177	0.098	35,158	63,960
神奈川県	14383	神奈川県真鶴町	7,007	1.145	0.174	0.111	13,722	28,236
山梨県	19366	山梨県南部町	7,278	0.694	0.334	0.01	5,260	19,935
平均			7,313	1.031	0.179	0.082	17,834	44,425
最大			8,623	1.856	0.334	0.162	48,273	110,155
最小			6,188	0.679	0.055	0.001	5,260	19,935
当該市町村実績			7,111	0.842	0.162	0.115	7,883	23,336

※6 類似自治体：財政比較分析表において全国の自治体を類型別に分類したもの。

比較分析結果からの主な相違点は、下記のとおりです。

① 人口一人一日当たりのごみ総排出量

$$\diamond \text{算出式} = \text{ごみ総排出量 (t)} \div 365 \div \text{計画収集人口 (人)} \times 10^3$$

本村の原単位は 842g/人・日となっており、類似自治体の原単位の平均値 1,031g/人・日よりも 189g/人・日下回っています。

② 廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)

$$\diamond \text{算出式} = \text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$$

本村の廃棄物からの資源回収率は 0.162t/t となっており、類似自治体の平均値 0.179t/t よりも 0.017t/t 下回っています。

③ 廃棄物のうち最終処分される割合

$$\diamond \text{算出式} = \text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$$

本村の廃棄物のうち最終処分される割合は 0.115t/t となっており、類似自治体の平均値 0.082t/t よりも 0.033t/t 上回っています。

④ 人口一人当たり年間処理経費

$$\diamond \text{算出式} = \text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$$

本村の人口一人当たり年間処理経費は 7,883 円となっており、類似自治体の平均値 17,834 円よりも 9,951 円安くなっています。

⑤ 最終処分減量に要する費用

$$\diamond \text{算出式} = (\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$$

本村の最終処分減量に要する費用は 23,336 円となっており、類似自治体の平均値 44,425 円よりも 21,089 円安くなっています。

これらの結果から、本村はごみ処理に係る費用は類似自治体より低額と見られますが、資源回収率が類似自治体よりも低いことが課題となっています。

## 4 ごみ処理の課題

### ●課題1 ごみの発生を抑制する

これまでのごみの発生抑制に係る取組みの成果として、令和4年度の原単位801g/人・日は国（R3：890g/人・日）、県（R3：968g/人・日）を下回っており、さらに類似自治体の平均値1,031g/人・日（R3）をも下回っています。

しかしながら、平成28年度以降、ごみ排出量及び原単位は、横ばい傾向にあります。今後も原単位の削減に向けて、ごみの発生抑制に係る取組みを継続・強化していくことが重要です。

ごみの発生抑制は、村民、事業者が主体的に行動することが不可欠であることから、情報提供や学習機会を増やし、意識啓発を推進することが課題です。

### ●課題2 資源化を推進する

令和4年度のリサイクル率18.2%は、県平均（R3：14.5%）、類似自治体平均（R3：17.9%）を上回っており、平成30年度以降、年々増加傾向にありますが、国平均（R3：19.9%）を下回っております。

排出段階における資源の分別及び排出ルールを徹底し、リサイクル率の向上を図ることが課題です。

### ●課題3 事業者によるごみの発生抑制を推進する

事業系ごみは、排出者責任で処理・資源化することが原則であることから、今後も事業系ごみに対する発生抑制・減量化の取組みを推進し、更なる削減を図ることが課題です。

### ●課題4 収集・運搬を効率的・効果的に行う

燃やせるごみ、燃やせないごみには、資源化できるものが多く含まれており、資源化の推進、適正処理を図るために、ごみの分別を徹底することが課題です。

また、ごみ排出量の変化、分別区分の変更、地域の高齢化等、状況に応じた柔軟な収集体制の構築が必要です。

### ●課題5 安全で安定した処理を行う

燃やせるごみは、沼田市外二箇村清掃施設組合清掃工場で処理を行っていますが、安全かつ安定した処理を継続するために、本村において可能な限り排出量を抑制し、ごみ質の安定化を図ることが課題です。

また、資源ごみの処理に関しては、経済性・効率性を考慮し、民間事業者への処理委託を継続するとともに、処理体制の充実を図ることが必要です。

### ●課題6 適正な処理・処分を継続する

燃やせないごみについては、可能な限り資源を回収し、リサイクル率の向上、処分量の削減を図ることが必要です。

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 1 基本目標

近年「海洋プラスチックごみ」や「食品ロス」が深刻な環境問題として取り上げられており、SDGs（持続可能な開発目標）においても、海洋ごみ・食品ロスをはじめとする廃棄物の削減が目標に掲げられています。

地球環境の将来を見据えて一人ひとりが環境を意識し、人と地球にやさしい生活様式を取り入れ、地域においてごみの発生抑制や再利用、リサイクルなどに努め循環型社会を構築するため、ごみ処理における基本的な目標を次のとおりとします。

#### 《 ごみ処理計画の基本目標 》

- 目標1：資源が循環して活用されるむら
- 目標2：ごみの排出者責任が村民・事業者に浸透しているむら
- 目標3：村民、行政、事業者が協働で取組むむら
- 目標4：広域処理・処分体制が充実したむら
- 目標5：村民がリサイクルに取組みやすいむら
- 目標6：生活環境が保全されているむら

## 2 基本方針

基本目標を達成していくための取組みの中心となる基本方針を次のとおりとします。

### 方針1：村民、行政、事業者の協働によるごみ減量化・資源化の促進

対応する課題： 課題1 課題2 課題3

ごみの減量化・資源化を最優先事項とし、村民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた事業活動を行います。

村は、村民、事業者の取組みを促すための施策の実施など、三者の協働による取組みを推進していきます。

### 方針2：循環型社会基盤の整備・充実

対応する課題： 課題4 課題5 課題6

ごみは混ぜると資源にできませんが、紙類、缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装等、種類ごとに分けることによって、それぞれの素材ごとに様々な形でリサイクルされます。

分別を徹底し効率化・効果的に資源が循環する社会を村民、行政、事業者で創造します。

また、ごみの減量化・資源化を促進し、環境に配慮した安全で適正な処理体制の整備を推進します。

### 3 基本目標達成のための役割

基本方針を進めるため、村民、行政、事業者はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

村民、行政、事業者のそれぞれの役割は次のとおりです。

#### 村民の役割

村民一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという責任と自覚を持って、ごみの発生抑制・資源化への取組みの中心的な役割を担っていく必要があります。

大量生産・大量消費・大量廃棄に根ざした生活様式を見直し、暮らしの中でごみの発生抑制・再使用を実践していくことが求められます。

村民は、住民団体が行っているリサイクル活動、資源の分別や集団回収、民間事業者が行っている店頭回収など、身近なところで実施されているリサイクル活動に参加を行い、環境に配慮した購買を心がけるなど、すぐにできること、実行できそうなことから取り組んでいきます。

そうした積み重ねが、ごみの減量化の効果につながります。

#### 事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚するとともに、資源化できるものは、分別し再使用、再生利用していく必要があります。

環境にやさしく資源循環に配慮した商品開発、使い終わった後の容器などの回収ルートや資源化システムの整備などに取組みます。

併せて、商品の販売に際しては、環境負荷の低減や資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃え、不要になった商品資源化方法のPRを行い、過剰包装の抑制や店頭回収の実施など、村民がごみの発生抑制やリサイクルに自然に取り組める仕組みをつくっていきます。

また、事業活動の中で廃棄物の有効活用を進め、事業者同士でリサイクルの環を広げる等ごみを発生させない社会づくりを目指します

## 行政の役割

村は、自ら率先してグリーン購入<sup>※1</sup>、再使用、再生利用に努めます。

村民や事業者に対しては、環境に関する情報や学習機会の提供を推進するとともに、自発的なごみの発生抑制や資源化活動をしている村民や事業者などに対する支援を行い、連携を強化します。

ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図り、分別区分・収集体制の見直しや、新たな施策を取り入れます。

また、ごみの適正処理を推進するために、近隣自治体との広域的な処理を視野に入れ検討します。

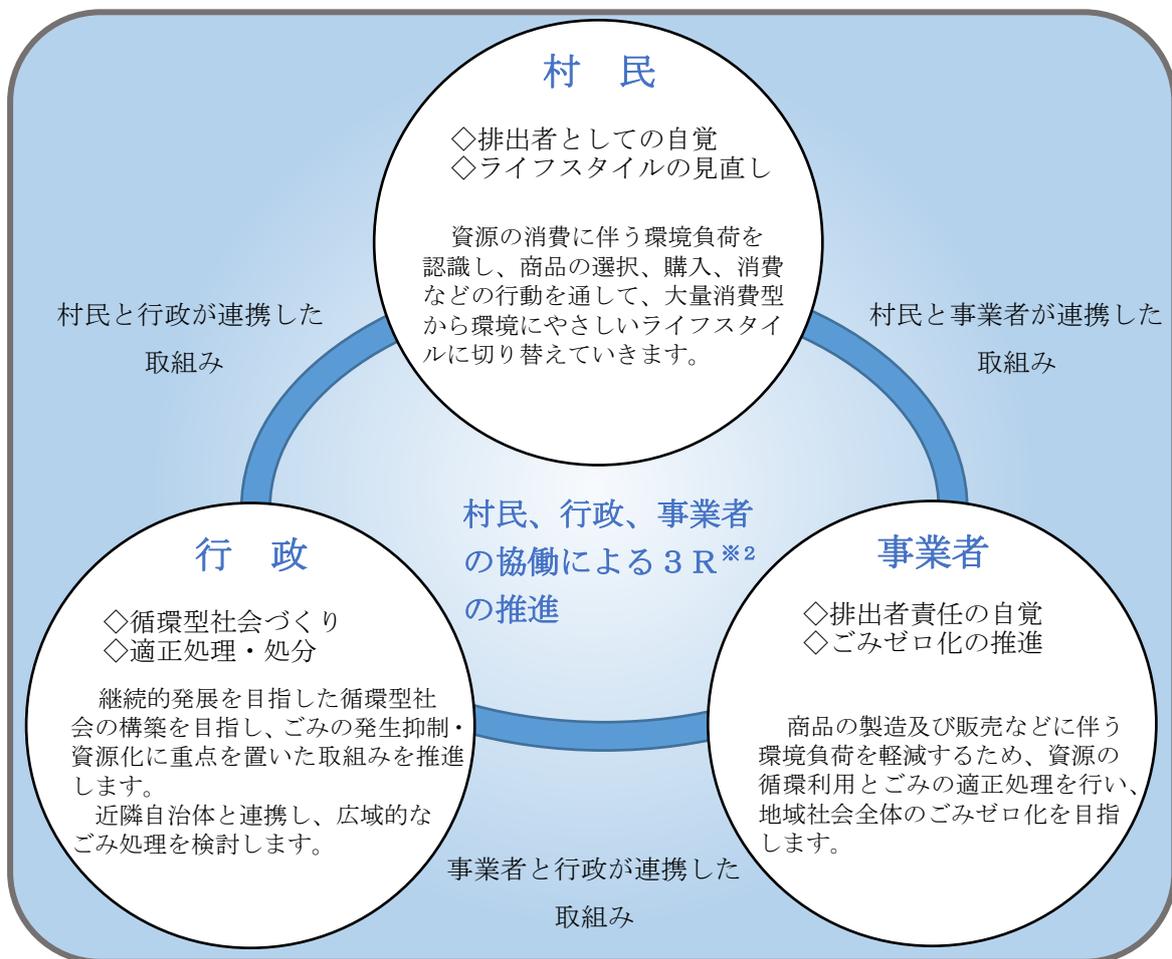


図 4-1 村民、行政、事業者の役割

※1 グリーン購入：製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境負荷が出来るだけ小さいものを優先して購入すること

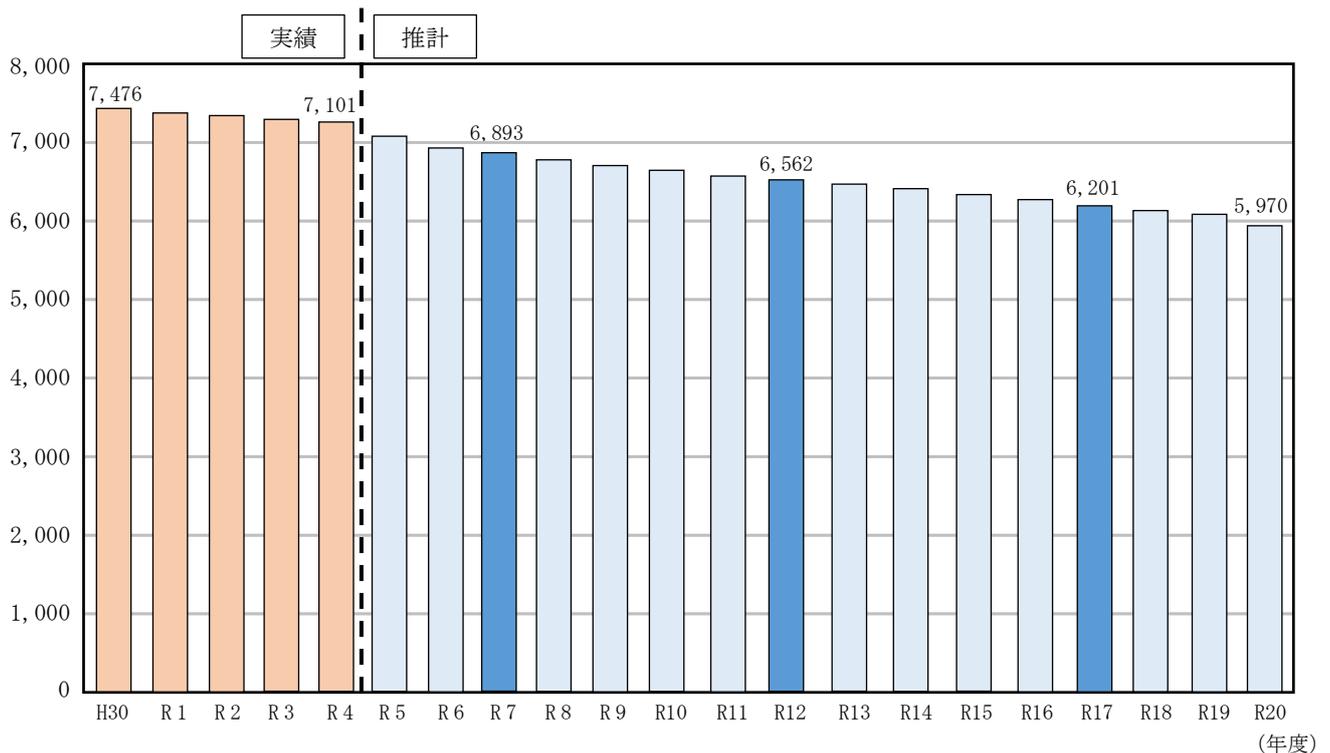
※2 3R：Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったもの

## 4 ごみ処理の将来予測

### 1) 将来人口

本村の将来人口の予測は、図 4-2 に示します。

本計画目標年度である令和 20 年度には、5,970 人となり、令和 4 年度 7,101 人より 1,131 人減少することが見込まれます。



(資料：濃い青色は国立社会保障人口問題研究所による推計値)

注1) 平成 30 年度から令和 4 年度までの人口実績値は、住民基本台帳 9 月末日現在の数値になります。

注2) 令和 5 年度から令和 6 年度の計画値は、令和 4 年度から令和 7 年度の実績値を直線的に補間して算出しています。

注3) 令和 8 年度から令和 11 年度の計画値は、令和 7 年度から令和 12 年度の実績値を直線的に補間して算出しています。

注4) 令和 13 年度から令和 16 年度の計画値は、令和 12 年度から令和 17 年度の実績値を直線的に補間して算出しています。

図 4-2 将来人口の推計結果

## 2) 達成目標の設定

本計画では、村民、行政、事業者が発生抑制や分別排出、資源化等を推進しながらそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標の達成を目指します。

### (1) 減量化目標

#### 《減量化目標》

令和4年度における原単位801g/人・日を  
令和20年度までに784g/人・日以下（約2%減）とすることを目指します。

### (2) 資源化目標

#### 《資源化目標》

令和4年度におけるリサイクル率18.2%を  
令和20年度までに20.2%以上（約2%増）とすることを目指します。

## 5 ごみ処理基本計画の取組み施策

本村のごみ処理の課題を踏まえ、本計画において取組む施策の体系は、図 4-3 に示します。

本計画において、重点的に取組む項目と個別の施策を示します。



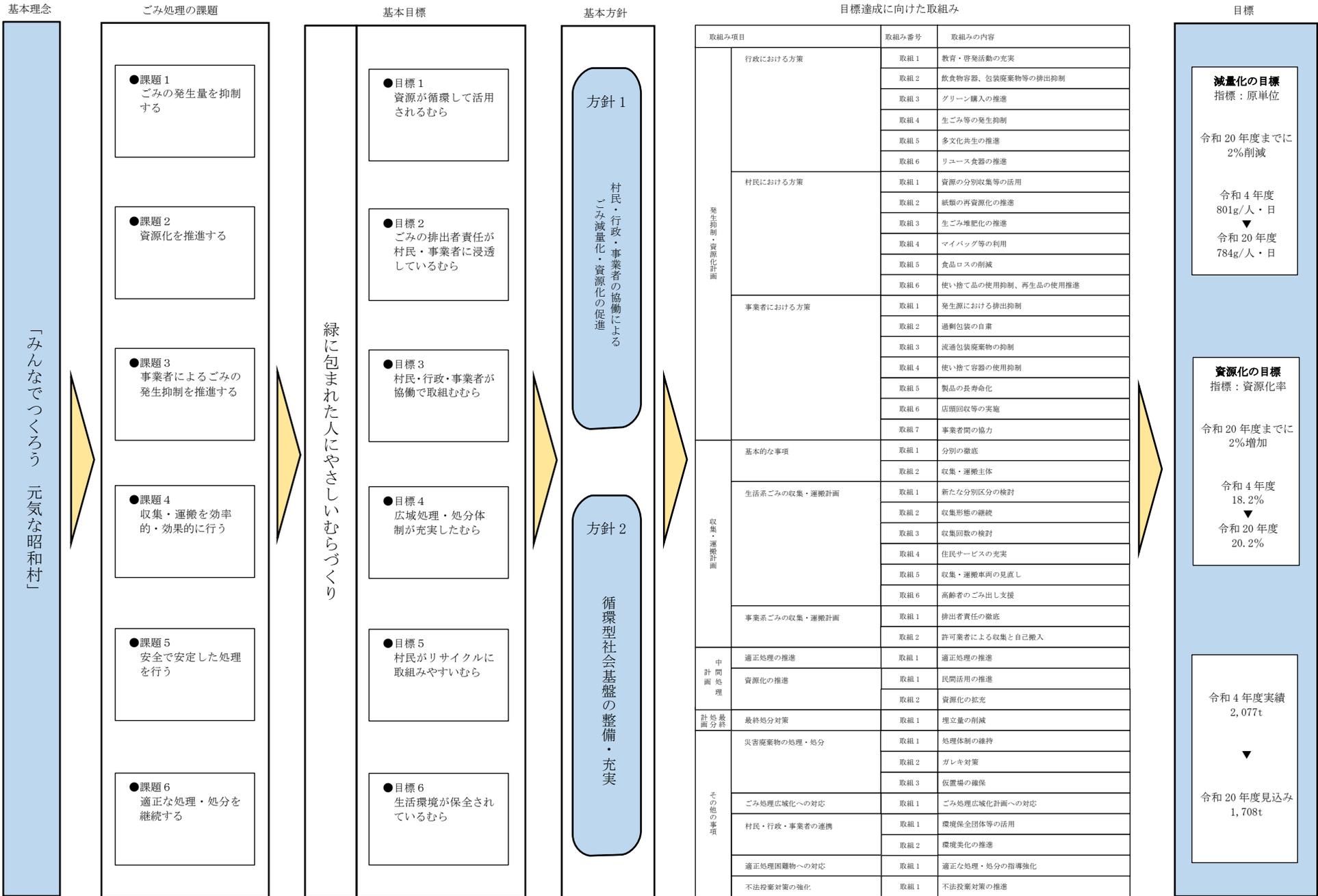


図 4-3 取組み施策の体系



1) 発生抑制・資源化計画

村民、行政、事業者が連携して行動することにより、3R（Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化））を推進します。主体ごとの取組みの体系は、表 4-1 に示します。

表 4-1 取組みの体系（発生抑制・資源化計画）

取組み項目	取組み番号	取組みの内容	
発生抑制・資源化計画	行政における方策	取組 1	教育・啓発活動の充実
		取組 2	飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制
		取組 3	グリーン購入の推進
		取組 4	生ごみ等の発生抑制
		取組 5	多文化共生の推進
		取組 6	リユース食器の推進
	村民における方策	取組 1	資源の分別収集等の活用
		取組 2	紙類の再資源化の推進
		取組 3	生ごみ堆肥化の推進
		取組 4	マイバッグ等の利用
		取組 5	食品ロスの削減
		取組 6	使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進
	事業者における方策	取組 1	発生源における排出抑制
		取組 2	過剰包装の自粛
		取組 3	流通包装廃棄物の抑制
		取組 4	使い捨て容器の使用抑制
		取組 5	製品の長寿命化
		取組 6	店頭回収等の実施
		取組 7	事業者間の協力

(1) 行政における方策

取組 1：教育・啓発活動の充実

① 学校における環境学習

環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために村内の小・中学校で収集・処理に関する副読本を教材として提供します。これにより、ごみと資源の正しい分別やリサイクルの大切さなどを学習する機会を提供し、ごみに関する環境学習を推進します。

○副読本の作成、配布等

② 情報提供

村民・事業者に率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう、循環型社会を形成するための取組みに関する情報等を広報、ホームページ等を介して提供します。

○分別方法や収集日に関する情報を広報、ホームページ等で提供

### ③ 地域における活動の活性化

地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、村民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。

○各地区、子ども会育成会などによる資源ごみ集団回収の実施

### ④ 事業者からの廃棄物発生抑制・資源化

事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう働きかけます。

啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行いごみの発生抑制を促進します。

また、村民との協働による取組み、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場の提供などにより活動を支援します。

○事業者向けのごみ減量化・資源化等の啓発

## 取組 2：飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

民間事業者による店頭回収等の普及により、村民と事業者による資源化システムの構築を促進します。

また、マイバッグ運動を展開し、レジ袋等の削減を推進します。

○事業者が店頭回収をPRする等への協力

○事業者による過剰包装の抑制を求める

## 取組 3：グリーン購入の推進

再生品等の供給面に加えて需要面からの取組みが重要であることから、村は率先してコピー用紙の再生品を使用します。

○グリーン購入、資源分別回収等による行動

## 取組 4：生ごみ等の発生抑制

燃やせるごみに含まれる生ごみは約 8 割が水分であるため、水分を減らすことでごみの減量化を図ることが可能です。家庭における生ごみ削減のため、生ごみを堆肥化、乾燥処理する「生ごみ処理機」の設置に対する補助金制度の周知を図り、活用を促進します。

○生ごみ処理機購入者への村補助金案内

## 取組 5：多文化共生の推進

近年、外国人転入者が増加していることから、日本語が理解できなくても、正しいごみの分別や排出方法を理解できる環境をつくり、多文化共生を目指します。

ごみステーションに設置している看板には、英語、中国語の翻訳版が設置してありますが、今後も外国人の転入状況に応じて、新たな翻訳語版を作成します。

○チラシの翻訳語版や簡易版ごみ出しカレンダー等の作成・配布

## 取組 6：リユース食器の推進

マイカップ・マイ箸等のリユース食器の利用を推進します。

○イベント等でリユース食器の活用を推進する等

## (2) 村民における方策

### 取組 1：資源の分別収集等の活用

資源物の分別とリサイクルを推進するため、各地区や子ども会育成会等の住民団体が中心となって行っている資源ごみの集団回収を積極的に活用します。

集団回収に取り組む実施団体に対して、「有価物集団回収奨励金」として、搬入量 1kg 当たり 8 円の奨励金を交付する現行制度の継続に努めます。

### 取組 2：紙類の再資源化の推進

可燃ごみに含まれている再生可能な紙類のリサイクルや分別について、広報誌やホームページなどを通して村民に広く周知し、資源化を啓発します。

### 取組 3：生ごみ堆肥化の推進

村民は、燃やせるごみの減量化を図るため、生ごみ処理機やコンポスト等を活用し、生ごみの堆肥化を推進します。

### 取組 4：マイバッグ等の利用

村民は、令和 2 年 7 月 1 日よりレジ袋が有料化されたことに伴い、買い物時にマイバッグを使用し、レジ袋を使用しないことにより、プラスチック排出を抑制します。

また、マイボトル、マイ箸等を携帯し、使い捨て容器の使用を抑制します。

### 取組 5：食品ロスの削減

村民は、食べきれない食材は買わない、食べられる分だけ調理する、会食や宴会時の 3010 運動<sup>※3</sup>などを心がけることで食べ残しの解消に努めます。

### 取組 6：使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進

村民は、ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するために、使い捨て商品の使用抑制と再生品の選択・使用に努めます。

また、グリーンコンシューマー<sup>※4</sup>を心がけ、環境に配慮した購買を行い、短期的に必要なものはレンタルやリースを活用します。

※3 3010 運動：会食や宴会などで食べ残しを減らすために、開始 30 分間、終わりの 10 分間は自席で食事を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するキャンペーン

※4 グリーンコンシューマー：買い物をする時に、環境に配慮した製品を選んで購入する消費者のこと

### (3) 事業者における方策

#### 取組 1：発生源における排出抑制

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制・資源化を推進します。

#### 取組 2：過剰包装の自粛

事業者は、過剰包装を自粛し、再使用・再生利用できる素材、形状の包装を採用するとともに、回収・資源化ルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進します。

#### 取組 3：流通包装廃棄物の抑制

事業者は、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により、流通包装廃棄物の発生を抑制します。

#### 取組 4：使い捨て容器の使用抑制

事業者は、使い捨て容器の採用を抑制するとともに、繰り返し使用できる容器の採用及び自主回収、資源化ルートを構築します。

#### 取組 5：製品の長寿命化

事業者は、製品の耐用年数の長期化、アフターサービスの充実・低コスト化等、製品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行います。

#### 取組 6：店頭回収等の実施

事業者は、店舗や事業所の空きスペースを村民との協働による店頭回収や古紙回収等の活動拠点として活用します。

#### 取組 7：事業者間の協力

事業者は、事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進します。

## 2) 収集・運搬計画

村民、事業者がルールを守ってごみを排出し、行政が衛生的に迅速に収集・運搬することにより、資源化及び適正処理を推進します。

村が行う取組みの体系は、表 4-2 に示します。

表 4-2 取組みの体系（収集・運搬計画）

取組み項目		取組み番号	取組みの内容
収集・運搬計画	基本的な事項	取組 1	分別の徹底
		取組 2	収集・運搬主体
	生活系ごみの収集・運搬計画	取組 1	新たな分別区分の検討
		取組 2	収集形態の継続
		取組 3	収集回数検討
		取組 4	住民サービスの充実
		取組 5	収集・運搬車両の見直し
		取組 6	高齢者のごみ出し支援
	事業系ごみの収集・運搬計画	取組 1	排出者責任の徹底
		取組 2	許可業者による収集と自己搬入

### (1) 基本的な事項

#### 取組 1：分別の徹底

村民に対して、ごみの分け方・出し方、「家庭ごみのハンドブック」等に従って分別を徹底するよう広報誌やホームページ等を用いて周知を図ります。

環境保全団体等と連携し、分別状況が良くないステーションの指導を強化します。

分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

#### 取組 2：収集・運搬主体

生活系ごみは委託収集、事業系ごみは許可業者による収集又は直接搬入を原則とします。

### (2) 生活系ごみの収集・運搬計画

#### 取組 1：新たな分別区分の検討

現状の分別区分を継続するとともに、地域におけるリサイクルの可能性や住民サービスを考慮して新たな分別品目の検討を行います。

○古着・古布の回収

#### 取組 2：収集形態の継続

収集の効率性などを踏まえ、ステーション方式及び拠点回収方式による収集を継続します。

燃やせるごみ、燃やせないごみについては、指定袋制を継続します。

### 取組 3：収集回数の検討

ごみの種類毎の収集回数は、本計画に基づく取組みの効果（ごみ発生抑制、資源化の程度）を踏まえ、今後、収集方法及び収集回数を検討します。

### 取組 4：住民サービスの充実

可燃ごみ週二回の収集を継続します。

ごみ処理の広域化を進め、回収できないごみの種類を減少させます。

### 取組 5：収集・運搬車両の見直し

収集・運搬車両の排気ガスに含まれる温室効果ガス等の低減を図るため、新規導入にあたっては低公害車の利用を検討します。

### 取組 6：高齢者のごみ出し支援

本村では、令和 4 年 4 月時点において全人口に占める老年人口の割合が約 34%となっています。

今後も高齢化が進むことが予想されることから、ごみ出しの困難な世帯やひとり暮らし世帯を対象とした収集体制のあり方について調査・研究します。

## (3) 事業系ごみの収集・運搬計画

### 取組 1：排出者責任の徹底

事業系ごみは、事業者自らが処理・処分を行うことを原則とします。

### 取組 2：許可業者による収集と自己搬入

事業者が一般廃棄物を排出する場合には、許可業者に収集を依頼するか、自ら沼田市外二箇村清掃施設組合清掃工場へ直接搬入します。

事業系一般廃棄物として処理できるのは、生ごみと紙くずです。

### 3) 中間処理計画

分別収集したごみの資源化を優先し、民間活用等によりごみの種類ごとに適正かつ効率的な処理を推進します。取組みの体系は、表 4-3 に示します。

表 4-3 取組みの体系（中間処理計画）

取組み項目		取組み番号	取組みの内容
中間 計画 画処 理	適正処理の推進	取組 1	適正処理の推進
	資源化の推進	取組 1	民間活用の推進
		取組 2	資源化の拡充

#### (1) 適正処理の推進

##### 取組 1：適正処理の推進

分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては焼却処理し、資源の循環が図りやすい処理体制を推進します。

- (1) 紙類（新聞紙、雑誌・本類、雑紙類、ダンボール、紙パック）  
民間事業者処理を委託し、直接資源化します。
- (2) 缶類（アルミ缶、スチール缶）  
民間事業者処理を委託し、資源化します。
- (3) びん類（無色、茶色、その他の色、ビールびん）  
民間事業者の施設で選別、保管し、指定法人ルートで資源化します。  
ビールびんのみ、民間事業者処理を委託し、資源化します。
- (4) ペットボトル  
民間事業者処理を委託し、資源化します。
- (5) プラスチック製容器包装（プラスチック製容器包装、白色トレイ、発泡スチロール）  
民間事業者の施設で選別、圧縮・梱包後、指定法人ルートで資源化します。
- (6) 金属（その他金属）  
民間事業者処理を委託し、資源化します。
- (7) 燃やせるごみ  
焼却処理（委託）します。焼却残渣は埋立処分します。
- (8) 燃やせないごみ（不燃物、硬質プラスチック）  
不燃物は、民間事業者処理を委託し、埋立処分します。  
硬質プラスチックは、民間事業者処理を委託し、焼却処理（サーマルリサイクル）します。
- (9) 有害ごみ（電球、蛍光管、スプレー缶、乾電池）  
電球、蛍光管、スプレー缶は、民間事業者処理を委託し、資源化します。  
乾電池は、民間事業者の施設で破碎・選別後、埋立処分します。
- (10) 小型家電  
民間事業者処理を委託し、資源化します。

(1 1) 粗大ごみ

民間事業者に処理を委託し、木製家具類等は焼却処理し、金属類等は資源化します。

(2) 資源化の推進

取組 1：民間活用の推進

リサイクルに関しては、民間事業者について、安全性、効率性、経済性、信頼性等を確認した上で、村の資源化事業を委託していきます。

取組 2：資源化の拡充

資源分別回収量の増加、新たな分別回収品目の設定に備え、民間活用、広域処理の可能性などを検討し資源化の拡充を図ります。

4) 最終処分計画

不燃物類の安全、安定した最終処分を行います。取組みの体系は、表 4-4 に示します。

表 4-4 取組みの体系（最終処分計画）

取組み項目	取組み番号	取組みの内容
最終処分	取組 1	埋立量の削減

(1) 最終処分対策

取組 1：埋立量の削減

本村には最終処分場がなく、燃やせないごみ等の不燃物は、民間事業者に処分を委託していることから、できる限り再資源化に努めなければなりません。

ごみの発生抑制・資源化に係る取組みや資源ごみの分別の徹底により、埋立量を削減し、最終処分場の残余年数の延長を図ります。

5) その他の事項

その他関連する事項に関する取組みの体系は、表 4-5 に示します。

表 4-5 取組みの体系 (その他の事項)

	取組み項目	取組み番号	取組みの内容
その他の事項	災害廃棄物の処理・処分	取組 1	処理体制の維持
		取組 2	ガレキ対策
		取組 3	仮置場の確保
	ごみ処理広域化への対応	取組 1	ごみ処理広域化計画への対応
	村民・行政・事業者の連携	取組 1	環境保全団体等の活用
		取組 2	環境美化の推進
	適正処理困難物への対応	取組 1	適正な処理・処分の指導強化
不法投棄対策の強化	取組 1	不法投棄対策の推進	

(1) 災害廃棄物の処理・処分

台風や震災などの自然災害によって発生した災害廃棄物は、一般廃棄物になるため収集運搬・処理・処分は、村により次のように取組みます。

取組 1：処理体制の維持

災害廃棄物は、本村が主体となり、処理を行うことを基本とします。

被害が甚大な場合には県、近隣市町村、関係機関、民間事業者の協力を求め、円滑かつ安定した処理・処分の維持を図ります。

取組 2：ガレキ対策

倒壊家屋から大量に発生が予想されるガレキ等の粗大ごみは、仮置場等を確保し、村が処理を行います。

消火器、灯油、ガスボンベなど有害物・危険物やテレビ等の家電 4 品目<sup>※5</sup>など処理困難物については、民間業者等へ処理委託を行います。災害廃棄物の処理に関しては、再使用、資源化に努めます。

取組 3：仮置場の確保

被災時における災害廃棄物の一時保管あるいは一次処理等を行うため、公共用地等により、仮置場を確保します。

※5 家電 4 品目：テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンは、家電リサイクル法に基づいたリサイクルが義務付けられています。

(2) ごみ処理広域化への対応

取組 1：ごみ処理広域化計画への対応

現行のごみ処理体制の充実を図るとともに、国や県、他市町村とのごみの広域処理体制を推進するための協議を行っていきます。

(3) 村民・行政・事業者の連携

取組 1：環境保全団体等の活用

村民・行政・事業者の三者の協働による取組みを効率的・効果的に推進するために環境保全団体等との連携を深め、地域に根ざした活動を推進します。

取組 2：環境美化の推進

村内一斉掃除の実施、環境美化推進員、地域ボランティア等を中心とした環境美化活動、各種広報紙による啓発を推進し、村民・行政・事業者が一体となった環境美化活動に取り組んでいきます。

自主的に美化活動を行う行政区やボランティア団体等の活動を支援します。

(4) 適正処理困難物への対応

取組 1：適正な処理・処分の指導強化

タイヤ、バッテリー、農耕器具等本村で処理困難物として定めているごみは、排出者が自ら処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

古タイヤ等については、年1回有料で回収し、処理困難物の適正処理を図ります。

(5) 不法投棄対策の強化

取組 1：不法投棄対策の推進

広報紙やチラシ等を通じてごみの不法投棄、散乱の防止を図ります。

○土地所有者及び管理者に対する対策の要請

土地所有者及び管理者と協力して不法投棄対策を推進します。

○監視体制の強化

環境美化推進員、地域ボランティア及び村職員によるパトロール等定期的な監視体制の強化、拡充を図ります。

○村民、各種団体との連携

村民、環境保全団体、県、警察等との連携を強め、不法投棄に関する情報収集、不法投棄対策を推進し、不法投棄をさせない環境施策を講じます。

○防犯カメラ、不法投棄防止看板の設置

同一箇所では被害が多発する場合には、防犯カメラや不法投棄防止看板を設置するなどの措置を講じます。

## 6 ごみ処理計画

### 1) 発生・排出抑制計画

#### (1) ごみ総排出量及び1人1日当たり排出量（原単位）の見込み

ごみ処理基本計画において定めた取組みの実施により、本村のごみ総排出量及び原単位の見込みは、図 4-4 に示します。

令和 4 年度ではごみ排出量は 2,077t ですが、令和 20 年度では 1,708t となり、約 18%減少する見込みです。

また、原単位は、801g/人・日から 784g/人・日となり、約 2%減少する見込みです。

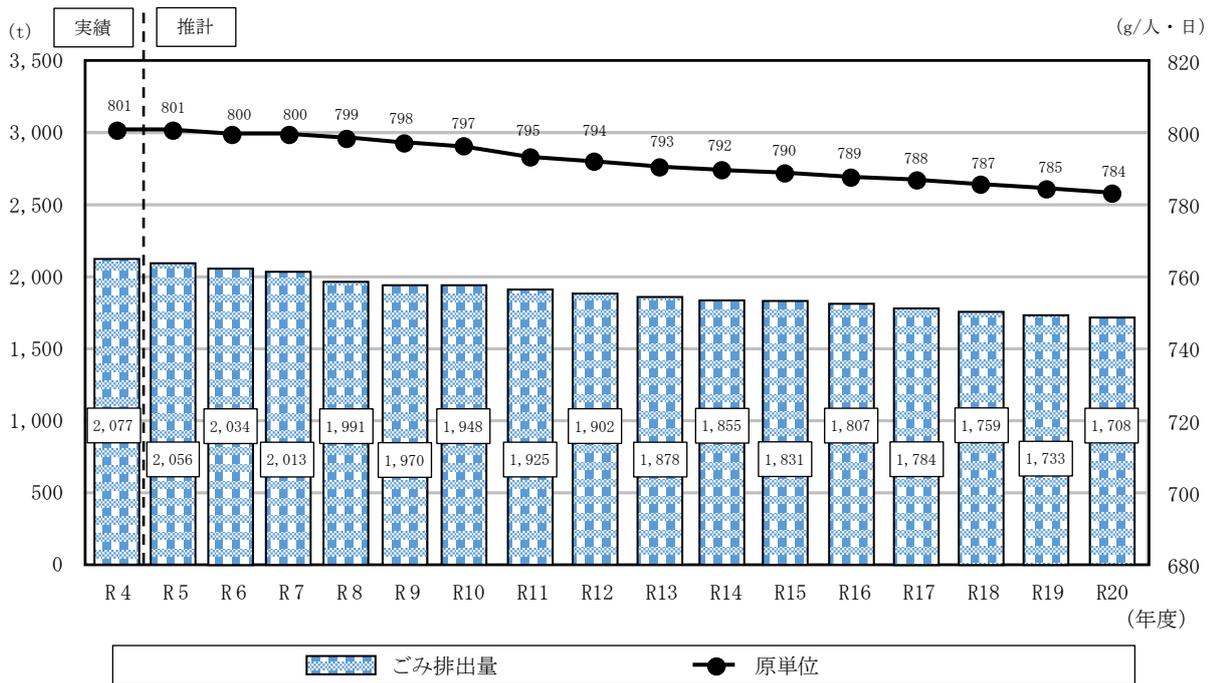


図 4-4 ごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量（原単位）の見込み

## 2) 収集・運搬計画

### (1) 生活系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の見込み

ごみ処理基本計画において定めた取組みの実施により、本村の生活系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の見込みは、図 4-5 に示します。

生活系ごみ排出量については、令和 4 年度では 1,378t ですが、令和 20 年度では 1,143t となり、約 17%減少する見込みです。事業系ごみ排出量については、321t から 220t となり、約 31%減少する見込みです。

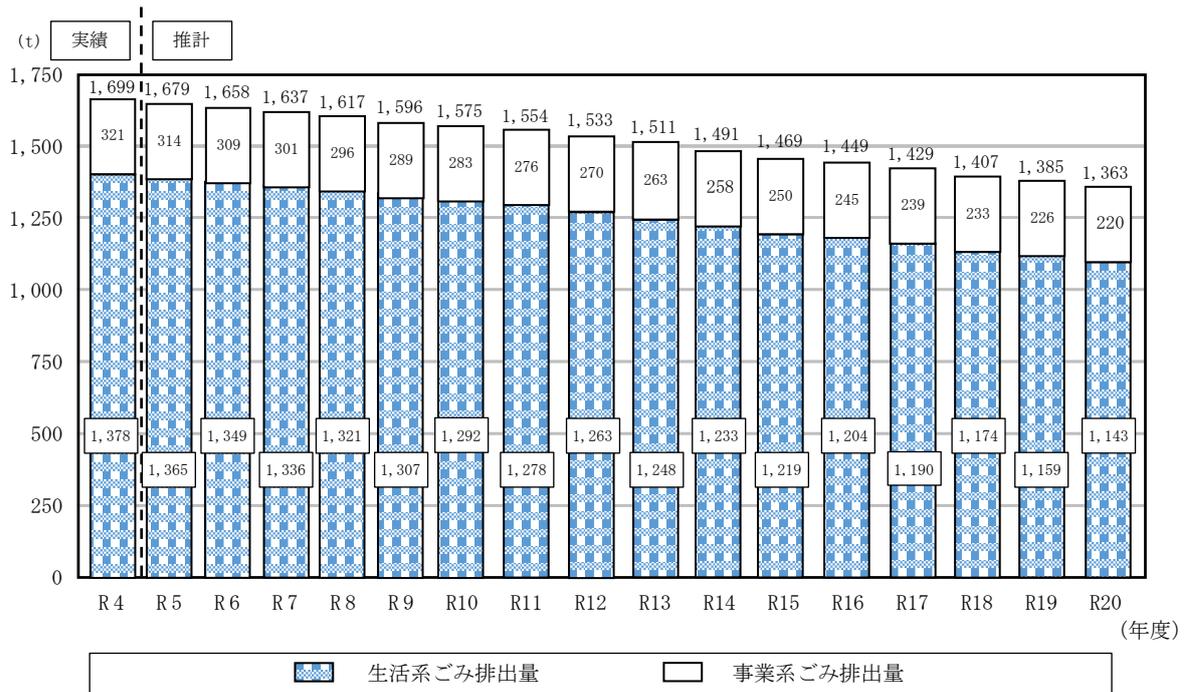


図 4-5 生活系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の見込み

## (2) 資源化量の見込み

ごみ処理基本計画において定めた取組みの実施により、本村に資源化量の見込みは、図 4-6 に示します。

資源ごみの分別収集に対するPR、意識啓発による分別の徹底及び処理体制の充実を図り、リサイクル率の向上を目指します。

本村のリサイクル率は、令和4年度では約18%でしたが、令和20年度では約20%となり、約2%上昇する見込みです。

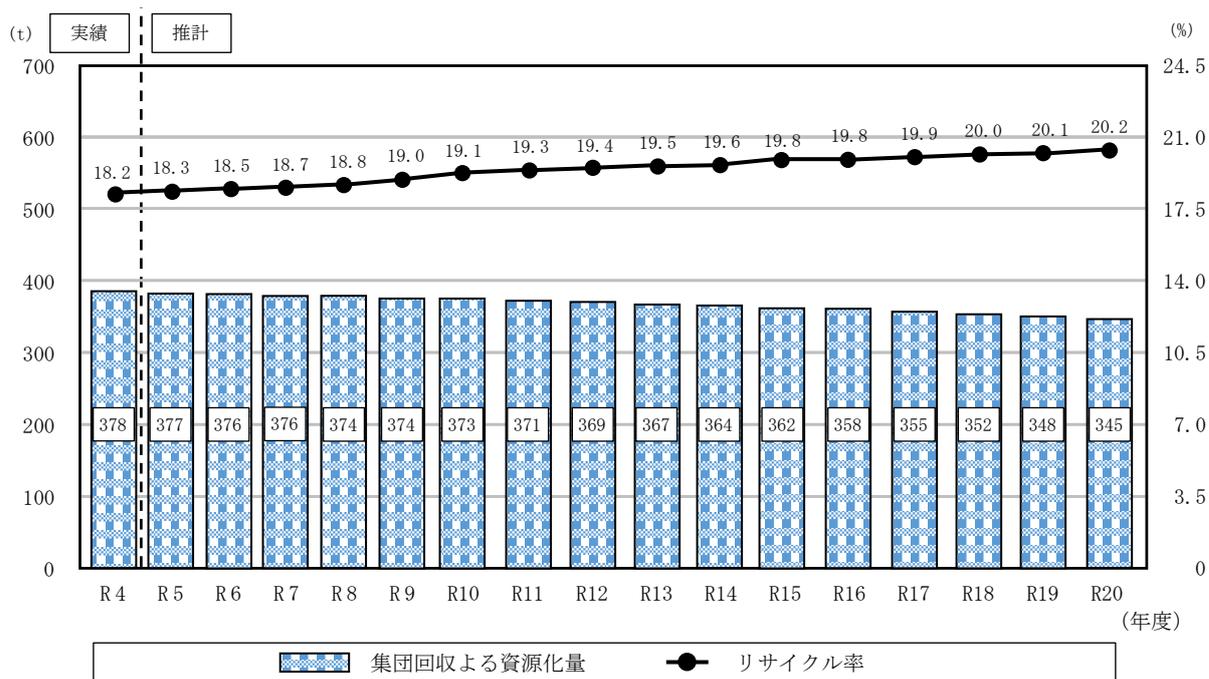


図 4-6 資源化量の見込み

### (3) 中間処理量の見込み

#### ① 焼却処理量

焼却処理量の見込みは、図 4-7 に示します。

令和 4 年度では 1,606t ですが、令和 20 年度では 1,276t となり、約 21%減少する見込みです

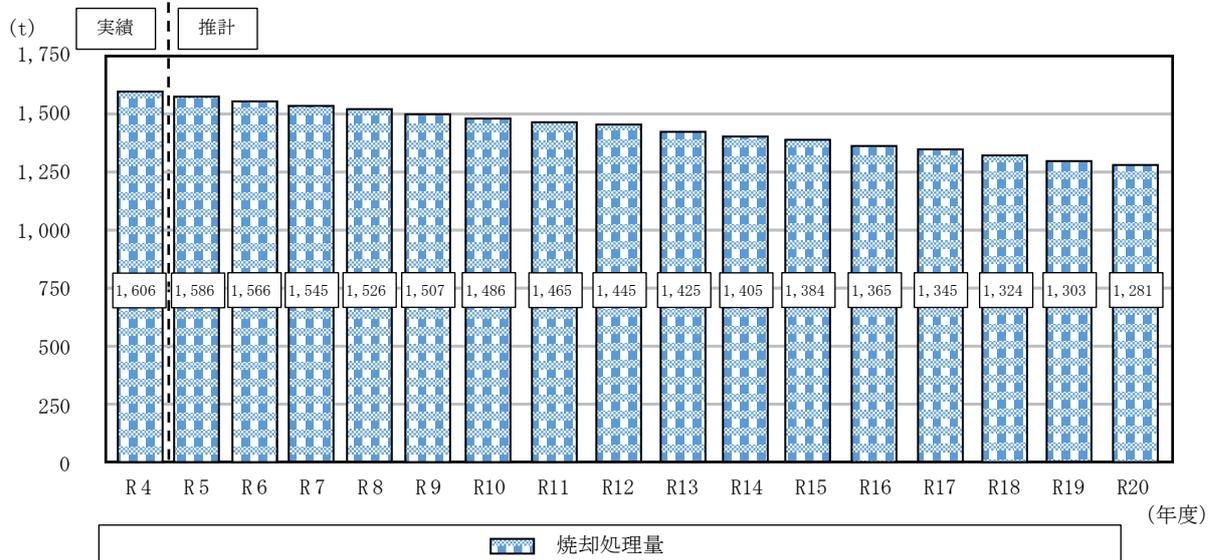


図 4-7 焼却処理量の見込み

#### ② 燃やせないごみ処理量の見込み

燃やせないごみ処理量の見込みは、図 4-8 に示します。

本村の燃やせないごみ処理量は、令和 4 年度では 55t ですが、令和 20 年度では 47t となり、約 15t 減少する見込みです。

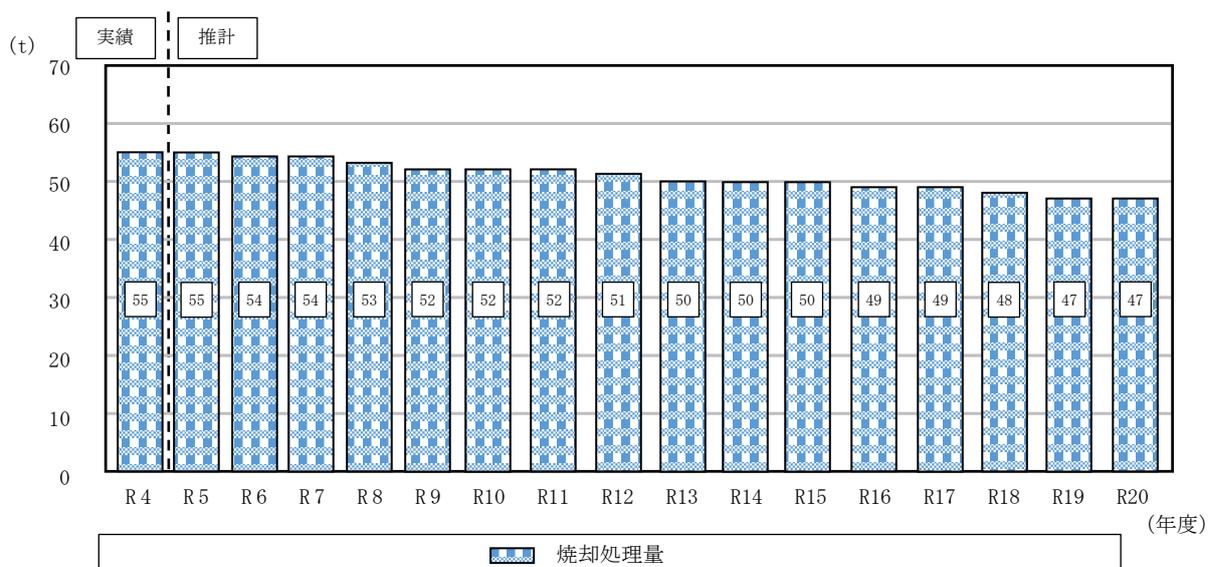


図 4-8 燃やせないごみ処理量の見込み

(4) 最終処分量の見込み

最終処分量の見込みは、図 4-9 に示します。

令和 4 年度では 254t ですが、令和 20 年度では 175t となり、約 31%減少する見込みです。

焼却残渣については、令和 4 年度では 199t ですが、令和 20 年度では 128t となり、約 36%減少する見込みです。

燃やせないごみ（不燃物）については、55t から 47t となり、約 15%減少する見込みです。

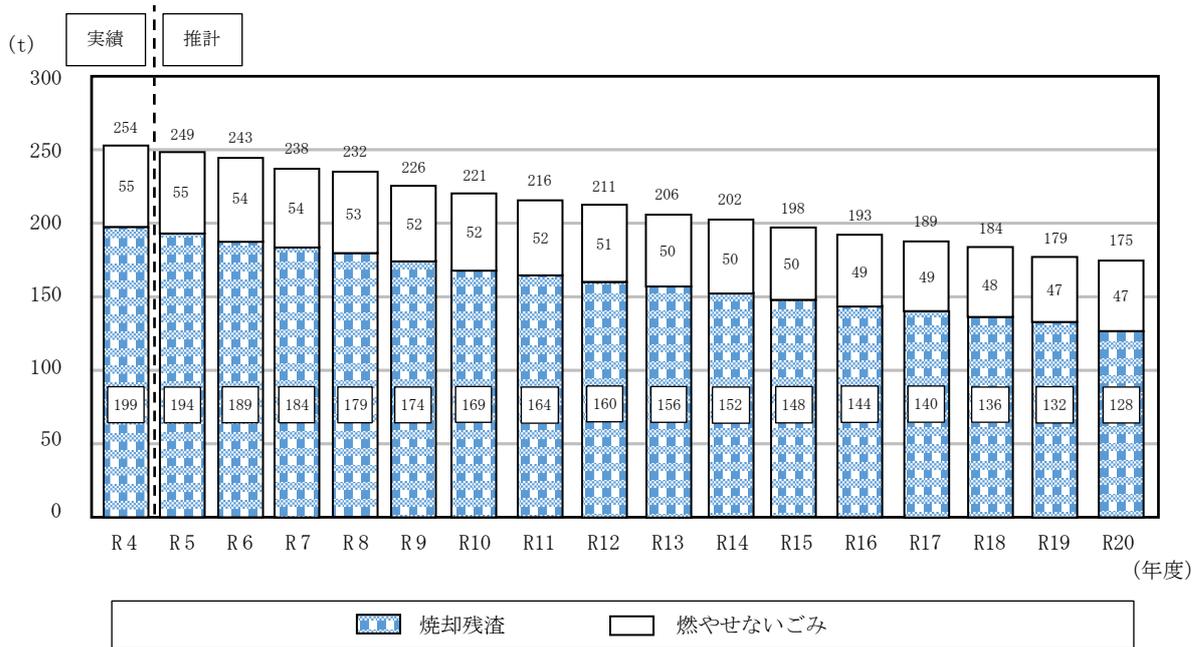


図 4-9 最終処分量の見込み

## 7 その他

### 1) 廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の排出の抑制、再利用及び適正な処理の推進に資するため、村長の諮問に応じ、廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について、審議し助言を行います。

### 2) 各種団体との連携

本計画を推進し、効果をあげていくためには、村民・行政・事業者がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力することが必要です。こうしたことから、廃棄物減量等推進員をはじめ、各種団体との連携を充実します。

### 3) 計画の進行管理

本計画で示した取組み・施策を継続的かつ効果的に推進していくために、図 4-10 に示す Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の PDCA サイクルの考え方に基づく進行管理を行います。

進行管理のプロセスでは、目標達成状況や各種取組み施策の実施状況を点検・評価し、目標設定や施策内容について見直していきます。

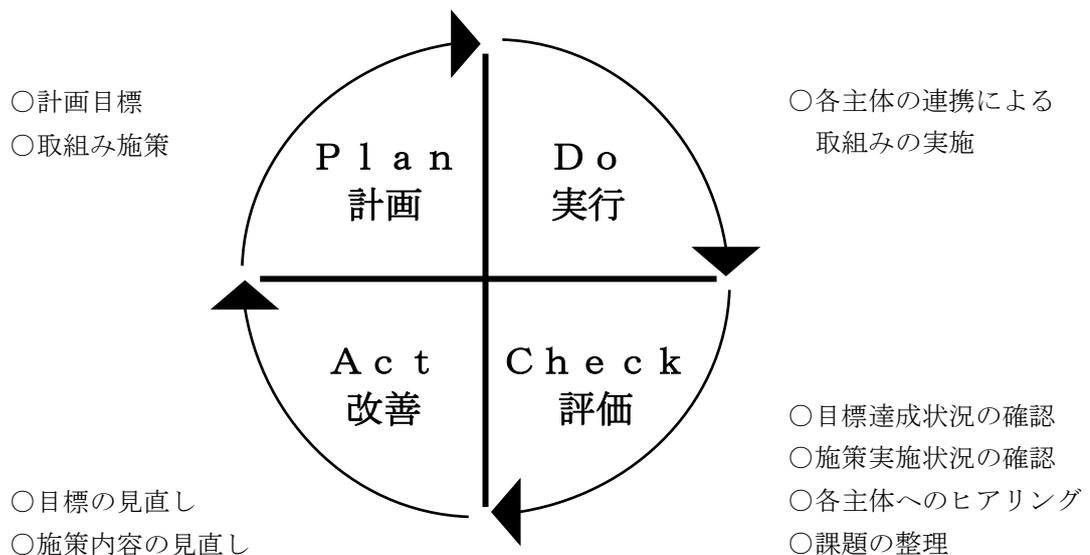


図 4-10 PDCA サイクルに基づく進行管理の概念図

## 第5章 資料編

「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）の結果を基に、ごみ排出量及び資源化量の実績・予測値を整理した結果を、表 5 - 1 、5 - 2、5-3 に示します。



資料1 ごみ排出量等の推計結果

表 5-1 ごみ排出量の実績・予測値

区分	年度	実績値							予測値														備考				
		単位	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)		R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	
(1)	人口	人	7,616	7,564	7,476	7,388	7,228	7,111	7,101	7,032	6,963	6,893	6,827	6,762	6,696	6,630	6,562	6,490	6,418	6,346	6,274	6,201	6,124	6,047	5,970	国立社会保障・人口問題研究所	
(2)	処理対象量(集団回収を除く)	t/年	1,831	1,882	1,986	1,970	1,844	1,830	1,699	1,679	1,658	1,637	1,617	1,596	1,575	1,554	1,533	1,511	1,491	1,469	1,449	1,429	1,407	1,385	1,363	(3) + (4)	
(3)	生活系ごみ	t/年	1,523	1,560	1,596	1,625	1,590	1,578	1,378	1,365	1,349	1,336	1,321	1,307	1,292	1,278	1,263	1,248	1,233	1,219	1,204	1,190	1,174	1,159	1,143	$(1) \times (6) \times \text{年間日数} \div 10^6$	
(4)	事業系ごみ	t/年	308	322	390	345	254	252	321	314	309	301	296	289	283	276	270	263	258	250	245	239	233	226	220	$(1) \times (7) \times \text{年間日数} \div 10^6$	
(5)	原単位(減量化)	g/人・日	771	795	847	854	833	842	801	801	800	800	799	798	797	795	794	793	792	790	789	788	787	785	784	(6) + (7) + (8)	
(6)	生活系ごみ	g/人・日	548	565	585	603	603	608	532	532	531	531	530	530	529	528	527	527	527	526	526	526	525	525	525	$(3) \div (1) \div \text{年間日数} \times 10^6$	
(7)	事業系ごみ	g/人・日	111	116	143	128	96	97	123	122	121	120	119	117	116	114	113	111	110	108	107	105	104	102	101	$(4) \div (1) \div \text{年間日数} \times 10^6$	
(8)	資源化ごみ	g/人・日	112	114	119	126	134	137	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	155	156	156	157	158	158	158	$(18) \div (1) \div \text{年間日数} \times 10^6$	
(9)	ごみ排出量	t/年	2,144	2,196	2,312	2,310	2,198	2,185	2,077	2,056	2,034	2,013	1,991	1,970	1,948	1,925	1,902	1,878	1,855	1,831	1,807	1,784	1,759	1,733	1,708	(10) + (11)	
(10)	集団回収	t/年	313	314	326	340	354	355	363	362	362	362	361	361	361	359	357	355	353	351	348	345	343	340	337	334	(34)
(11)	処理対象量	t/年	1,831	1,882	1,986	1,970	1,844	1,830	1,714	1,694	1,672	1,651	1,630	1,609	1,587	1,566	1,545	1,523	1,502	1,480	1,459	1,439	1,416	1,393	1,371	$(12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17)$	
(12)	収集 燃やせるごみ	t/年	1,134	1,155	1,184	1,188	1,226	1,219	1,250	1,237	1,222	1,209	1,195	1,183	1,168	1,155	1,141	1,128	1,113	1,100	1,086	1,073	1,058	1,044	1,028	$(3) - ((13) + (14) + (17))$	
(13)	燃やせないごみ	t/年	48	49	48	51	70	59	55	55	54	54	53	52	52	52	51	50	50	50	49	49	48	47	47	$(3) - ((12) + (14) + (17))$	
(14)	搬入 生活系	t/年	341	356	364	386	294	300	35	35	35	35	35	35	35	34	34	34	34	34	34	33	33	33	33	$(3) - ((12) + (13) + (17))$	
(15)	搬入 事業系	t/年	308	322	390	345	254	252	321	314	309	301	296	289	283	276	270	263	258	250	245	239	233	226	220	(4)	
(16)	資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	15	15	14	14	13	13	12	12	12	12	11	11	10	10	9	8	8	(32)	
(17)	その他	t/年	0	0	0	0	0	0	38	38	38	38	38	37	37	37	37	36	36	35	35	35	35	35	35	$(3) - ((12) + (13) + (14))$	
(18)	資源化	t/年	313	314	326	340	354	355	378	377	376	376	374	374	373	371	369	367	364	362	358	355	352	348	345	(19) + (20)	
(19)	直接資源化	t/年	0	0	0	0	0	0	15	15	14	14	13	13	12	12	12	12	11	11	10	10	9	8	8	(32)	
(20)	集団回収	t/年	313	314	326	340	354	355	363	362	362	362	361	361	361	359	357	355	353	351	348	345	343	340	337	(34)	
(21)	資源化率	%	14.6	14.3	14.1	14.7	16.1	16.2	18.2	18.3	18.5	18.7	18.8	19.0	19.1	19.3	19.4	19.5	19.6	19.8	19.8	19.9	20.0	20.1	20.2	$(18) \div (9) \times 100$	
(22)	焼却施設	t/年	1,783	1,833	1,938	1,919	1,774	1,771	1,606	1,586	1,566	1,545	1,526	1,507	1,486	1,465	1,445	1,425	1,405	1,384	1,365	1,345	1,324	1,303	1,281	(23)	
(23)	可燃ごみ	t/年	1,783	1,833	1,938	1,919	1,774	1,771	1,606	1,586	1,566	1,545	1,526	1,507	1,486	1,465	1,445	1,425	1,405	1,384	1,365	1,345	1,324	1,303	1,281	(24) + (25)	
(24)	収集可燃ごみ	t/年	1,134	1,155	1,184	1,188	1,226	1,219	1,250	1,237	1,222	1,209	1,195	1,183	1,168	1,155	1,141	1,128	1,113	1,100	1,086	1,073	1,058	1,044	1,028	(12)	
(25)	直接搬入可燃ごみ	t/年	649	678	754	731	548	552	356	349	344	336	331	324	318	310	304	297	292	284	279	272	266	259	253	(14) + (15)	
(26)	ごみ処理施設	t/年	48	49	48	51	70	59	55	55	54	54	53	52	52	52	51	50	50	50	49	49	48	47	47	(27)	
(27)	収集不燃ごみ	t/年	48	49	48	51	70	59	55	55	54	54	53	52	52	52	51	50	50	50	49	49	48	47	47	(13)	
(28)	最終処分量	t/年	228	237	234	244	261	252	254	249	243	238	232	226	221	216	211	206	202	198	193	189	184	179	175	(29) + (30)	
(29)	直接埋立	t/年	48	49	48	51	70	59	55	55	54	54	53	52	52	52	51	50	50	50	48	49	48	47	47	(13)	
(30)	焼却残渣	t/年	180	188	186	193	191	193	199	194	189	184	179	174	169	164	160	156	152	148	144	140	136	132	128	R4 焼却施設比率に基づき設定	



表 5-2 資源化量の実績・予測値

区分	年度	実績値								予測値												備考				
		単位	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)		R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)
(31)	ごみ資源化量内訳	t/年	313	314	326	340	354	355	378	377	376	376	374	374	373	371	369	367	364	362	358	355	352	348	345	(32) + (34)
(32)	直接資源化量	t/年	0	0	0	0	0	0	15	15	14	14	13	13	12	12	12	12	11	11	10	10	9	8	8	(33)
(33)	小型家電	t/年	0	0	0	0	0	0	15	15	14	14	13	13	12	12	12	12	11	11	10	10	9	8	8	(50) × (1) × 年間日数 ÷ 10 <sup>6</sup>
(34)	集団回収	t/年	313	314	326	340	354	355	363	362	362	361	361	361	359	357	355	353	351	348	345	343	340	337	(35) ~ (47) の合計	
(35)	ダンボール	t/年	57	58	61	66	75	79	86	85	85	85	85	85	85	85	85	85	84	84	84	84	83	83	82	(52) × (1) × 年間日数 ÷ 10 <sup>6</sup>
(36)	新聞紙	t/年	73	73	63	59	54	54	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	51	51	51	51	50	50	50	(53) × (1) × 年間日数 ÷ 10 <sup>6</sup>
(37)	雑紙類	t/年	87	85	79	82	82	75	71	71	71	70	70	70	70	70	70	70	70	69	69	69	69	68	68	(54) × (1) × 年間日数 ÷ 10 <sup>6</sup>
(38)	紙パック	t/年	1	1	7	8	10	11	11	11	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	10	9	9	9	9	(55) × (1) × 年間日数 ÷ 10 <sup>6</sup>
(39)	アルミ缶	t/年	11	11	12	12	14	14	14	14	14	14	14	14	14	13	13	13	13	13	13	12	12	12	11	(56) × (1) × 年間日数 ÷ 10 <sup>6</sup>
(40)	スチール缶	t/年	9	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	9	(57) × (1) × 年間日数 ÷ 10 <sup>6</sup>
(41)	茶色びん	t/年	21	19	22	24	23	23	24	24	24	24	24	24	24	23	23	23	23	23	23	22	22	22	22	(58) × (1) × 年間日数 ÷ 10 <sup>6</sup>
(42)	無色びん	t/年	18	18	19	21	22	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	20	20	20	20	20	20	19	19	(59) × (1) × 年間日数 ÷ 10 <sup>6</sup>
(43)	その他の色びん	t/年	7	8	9	10	10	11	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	(60) × (1) × 年間日数 ÷ 10 <sup>6</sup>
(44)	ビールびん	t/年	7	8	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	(61) × (1) × 年間日数 ÷ 10 <sup>6</sup>
(45)	ペットボトル	t/年	20	21	26	28	29	30	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	32	32	32	32	32	(62) × (1) × 年間日数 ÷ 10 <sup>6</sup>
(46)	容器包装プラスチック	t/年	1	1	9	11	15	18	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	19	19	19	19	19	19	(63) × (1) × 年間日数 ÷ 10 <sup>6</sup>
(47)	その他金属	t/年	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	(64) × (1) × 年間日数 ÷ 10 <sup>6</sup>

表 5-3 資源化量(原単位)の実績・予測値

区分	年度	実績値								予測値												備考				
		単位	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)		R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)
(48)	ごみ資源化量内訳	g/人・日	112.60	113.73	119.47	126.08	134.18	136.77	145.84	146.88	147.94	149.45	150.09	151.53	152.62	153.31	154.06	154.93	155.38	156.28	156.33	156.85	157.48	157.67	158.33	(49) + (51)
(49)	直接資源化量	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.79	5.84	5.51	5.56	5.22	5.27	4.91	4.96	5.01	5.07	4.70	4.75	4.37	4.42	4.03	3.62	3.67	(50)
(50)	小型家電	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.79	5.84	5.51	5.56	5.22	5.27	4.91	4.96	5.01	5.07	4.70	4.75	4.37	4.42	4.03	3.62	3.67	(33) ÷ (1) × 年間日数 × 10 <sup>6</sup>
(51)	集団回収	g/人・日	112.60	113.73	119.47	126.08	134.18	136.77	140.05	141.04	142.44	143.88	144.87	146.26	147.71	148.35	149.05	149.86	150.69	151.54	151.96	152.43	153.45	154.04	154.65	(52) ~ (64) の合計
(52)	ダンボール	g/人・日	20.50	21.01	22.35	24.48	28.43	30.44	33.18	33.12	33.44	33.78	34.11	34.44	34.78	35.12	35.49	35.88	35.86	36.26	36.68	37.11	37.13	37.60	37.63	(35) ÷ (1) × 年間日数 × 10 <sup>6</sup>
(53)	新聞紙	g/人・日	26.26	26.44	23.09	21.88	20.47	20.81	20.06	20.26	20.46	20.67	20.87	21.07	21.28	21.49	21.71	21.95	22.20	22.02	22.27	22.53	22.82	22.65	22.95	(36) ÷ (1) × 年間日数 × 10 <sup>6</sup>
(54)	雑紙類	g/人・日	31.30	30.79	28.95	30.41	31.08	28.90	27.39	27.66	27.94	28.22	28.09	28.36	28.64	28.93	29.23	29.55	29.88	30.22	30.13	30.49	30.87	30.81	31.21	(37) ÷ (1) × 年間日数 × 10 <sup>6</sup>
(55)	紙パック	g/人・日	0.36	0.36	2.57	2.97	3.79	4.24	4.24	4.29	4.33	4.37	4.41	4.46	4.50	4.13	4.18	4.22	4.27	4.32	4.37	3.98	4.03	4.08	4.13	(38) ÷ (1) × 年間日数 × 10 <sup>6</sup>
(56)	アルミ缶	g/人・日	3.96	3.98	4.40	4.45	5.31	5.39	5.40	5.45	5.51	5.56	5.62	5.67	5.73	5.79	5.43	5.49	5.55	5.61	5.68	5.30	5.37	5.44	5.05	(39) ÷ (1) × 年間日数 × 10 <sup>6</sup>
(57)	スチール缶	g/人・日	3.24	3.62	4.03	4.08	4.17	4.24	4.24	4.29	4.33	4.37	4.41	4.46	4.50	4.55	4.59	4.64	4.70	4.32	4.37	4.42	4.47	4.53	4.13	(40) ÷ (1) × 年間日数 × 10 <sup>6</sup>
(58)	茶色びん	g/人・日	7.55	6.88	8.06	8.00	8.72	8.86	9.26	9.35	9.44	9.54	9.63	9.72	9.82	9.92	9.60	9.71	9.82	9.93	10.04	10.16	9.84	9.97	10.10	(41) ÷ (1) × 年間日数 × 10 <sup>6</sup>
(59)	無色びん	g/人・日	6.48	6.52	6.96	7.79	8.34	8.09	8.10	8.18	8.26	8.35	8.43	8.51	8.59	8.68	8.77	8.44	8.54	8.63	8.73	8.84	8.95	8.61	8.72	(42) ÷ (1) × 年間日数 × 10 <sup>6</sup>
(60)	その他の色びん	g/人・日	2.52	2.90	3.30	3.71	3.79	4.24	4.63	4.68	4.72	4.77	4.82	4.86	4.91	4.55	4.59	4.64	4.70	4.75	4.80	4.42	4.47	4.53	4.59	(43) ÷ (1) × 年間日数 × 10 <sup>6</sup>
(61)	ビールびん	g/人・日	2.52	2.90	2.57	2.60	2.65	2.31	2.31	2.34	2.36	2.38	2.41	2.43	2.45	2.48	2.51	2.11	2.13	2.16	2.18	2.21	2.24	2.27	2.29	(44) ÷ (1) × 年間日数 × 10 <sup>6</sup>
(62)	ペットボトル	g/人・日	7.19	7.61	9.53	10.38	10.99	11.56	12.73	12.86	12.98	13.12	13.24	13.37	13.50	13.64	13.78	13.93	14.09	14.25	13.97	14.14	14.32	14.50	14.69	(45) ÷ (1) × 年間日数 × 10 <sup>6</sup>
(63)	容器包装プラスチック	g/人・日	0.36	0.36	3.30	4.08	5.69	6.94	7.72	7.79	7.87	7.95	8.03	8.10	8.18	8.26	8.35	8.44	8.54	8.63	8.30	8.39	8.50	8.61	8.72	(46) ÷ (1) × 年間日数 × 10 <sup>6</sup>
(64)	その他金属	g/人・日	0.36	0.36	0.37	0.37	0.76	0.77	0.77	0.78	0.79	0.79	0.80	0.81	0.82	0.83	0.84	0.84	0.43	0.43	0.44	0.44	0.45	0.45	0.46	(47) ÷ (1) × 年間日数 × 10 <sup>6</sup>



一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

発行年月：令和6年3月

編集：昭和村役場 産業課

〒379-1298

群馬県利根郡昭和村大字糸井388番地

TEL：0278-24-5111（代表）

FAX：0278-24-5254

URL：<http://www.vill.showa.gunma.jp/>